

第3期
甘楽町子ども・子育て支援事業計画



令和7年（2025年）3月

甘 楽 町

はじめに

子どもは、次代を担う大切な宝であり、未来を創造するかけがえのない存在です。子どもたちの健やかな成長は家庭や地域の願いであり、大切に見守り育てていくとともに、子育てに対する課題には社会全体で取り組むことが重要です。



近年、少子高齢化の進行、共働き世帯・ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもと子育て家庭をとり巻く環境は大きく変化し、子ども・子育て支援のニーズも多様化・複雑化してきています。

これまで、本町では、平成27年3月に「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育て世代が安心して暮らせるよう育児の負担軽減や支援体制の充実に力を入れてまいりました。

このたび、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの施策を継承しつつ、近年の社会情勢や子どもと子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第3期甘楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、安心して楽しみながら子育てできるまちを目指し、子育て支援のより一層の充実に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました甘楽町子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様及び関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

甘楽町長 森 平 仁 志

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
6 計画の策定体制	3
(1) 審議会の設置	3
(2) ニーズ調査の実施	3
(3) パブリック・コメントの実施	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1 統計でみる甘楽町の状況	4
(1) 人口・世帯数・年齢区分別人口の推移	4
(2) 子育て世帯の推移	6
(3) 社会動態（転入数・転出数）の状況	7
(4) 婚姻・離婚の状況	8
(5) 出生の状況	10
(6) 女性の就労状況	11
2 教育・保育施設等の状況	12
(1) 就学前の子どもの居場所の状況	12
(2) 町内教育・保育施設の利用児童数と定員の状況等	12
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の状況	14
3 結婚・子育て支援ニーズ調査の結果と分析	15
(1) 調査の概要	15
(2) 調査結果の要点	16
(3) ニーズ調査から抽出された課題への対応方針	26
4 第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の評価	27
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	29
3 計画の体系	30

第4章 施策の展開	31
基本目標1 いきいきと 子どもが生まれ育つまち	31
1 親と子のこころとからだの健康支援	31
(1) 安心感のもてる妊娠・出産の支援	31
(2) 子どもの成長と発達支援	32
(3) 食育の推進	33
(4) 小児保健医療体制の充実	33
2 生きる力を育む教育の充実	33
(1) 家庭教育の支援	33
(2) 乳幼児教育の充実	34
(3) とともに子育てを担う意識の醸成	34
3 子どもの居場所と子どもを守り育てる活動	34
(1) 子どもの安心・安全な居場所の提供	34
(2) 子どもを守り育てる活動	35
基本目標2 にこにこ 子どもを育てるまち	36
1 子育て家庭全般への子育て支援の充実	36
(1) 子育てに関する情報提供の充実	36
(2) 子育ての精神的・身体的負担の軽減	36
(3) 多様なニーズに応じた保育サービスの実施	37
(4) 子育ての経済的支援	37
(5) 多様な働き方の実現	38
2 特に援助を必要とする家庭への支援	38
(1) ひとり親家庭への支援	38
(2) 障害のある子どもと家庭への支援	39
(3) 子どもの貧困対策の推進	39
基本目標3 みんなで 子どもを育むまち	40
1 安心・安全な生活環境の整備	40
(1) 子育てにやさしい生活環境の整備	40
(2) 子どもの安全の確保	40
(3) 自然災害対策の推進	41
2 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	41
(1) 子どもの権利の尊重	41
(2) 児童虐待の防止と対応	41
第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標	42
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の全体像	42

2	年齢別児童数の推計	43
3	教育・保育提供区域の設定.....	44
4	教育・保育の量の見込みと確保方策	44
	(1) 教育・保育給付の認定区分	44
	(2) 教育・保育施設の量の見込み.....	45
	(3) 確保の方策	47
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	49
	(1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）	49
	(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	50
	(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	50
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	51
	(5) 養育支援訪問事業.....	51
	(6) 子育て短期支援事業.....	52
	(7) 一時預かり事業	53
	(8) 延長保育事業	54
	(9) 病児・病後児保育事業.....	55
	(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	55
	(11) 放課後児童対策	56
	(12) 子育て世帯訪問支援事業	57
	(13) 児童育成支援拠点事業	58
	(14) 親子関係形成支援事業	58
	(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	59
	(16) 妊婦等包括相談支援事業	59
	(17) 産後ケア事業	60
	(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	60
	(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	60
6	その他の推進方策.....	61
	(1) 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	61
	(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進.....	61
	(3) 質の高い教育・保育の推進	61
	(4) 外国人の子どもへの支援・配慮.....	61
第6章	計画の推進	62
1	分野別の役割	62
	(1) 家庭の役割	62
	(2) 学校及び児童福祉施設等の役割.....	62
	(3) 事業所の役割	62

(4) 町民及び地域自治組織等の役割	62
(5) 町の役割	62
2 推進体制等の整備	63
(1) 関係機関・団体及び町民との連携	63
(2) 実施状況の点検・評価	63
(3) 関連分野に関する施策や事業の調整	63
(4) 情報提供体制の充実	63
資料編	64
1 甘楽町子ども・子育て審議会	64
(1) 甘楽町子ども・子育て審議会委員名簿	64
(2) 会議の開催状況（検討の経緯）	65
2 第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と具体的取り組み	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが大きな課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援制度」をスタートさせました。

これを受け甘楽町では、平成27年3月に「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を策定、さらに、令和2年3月に第2期計画を策定し、子どもの健全な育成や子育て支援策を進めてきました。

さらに、令和4年6月に「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども家庭庁が発足し、令和5年末には「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子供の貧困対策」を含む「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」ではこれまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、一元化されました。

このような動向を鑑み、現行の「第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末でその計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取り組みを振り返るとともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために第3期計画を策定するものです。

本計画により、国から示された「こども大綱」の趣旨を尊重し、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、甘楽町の独自性を踏まえながら、甘楽町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取り組みを推進します。

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

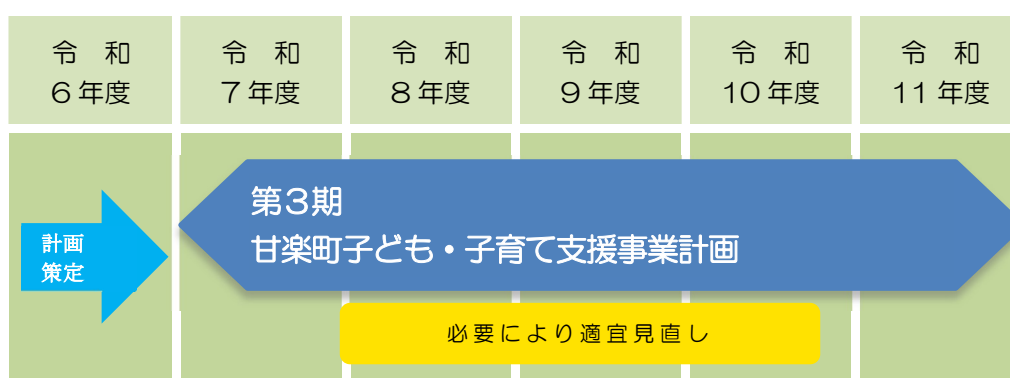
3 計画の位置づけ

本計画は、「甘楽町第6次総合計画しあわせホームタウン甘楽」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、全ての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭や保育・幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「甘楽町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康かんら 21（第4次）計画」などの諸計画との整合性及び連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

子ども・子育て支援制度では、地域及び社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

6 計画の策定体制

(1) 審議会の設置

本計画の策定にあたっては、公募の町民、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等により構成される「甘楽町子ども・子育て審議会」において委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) ニーズ調査の実施

計画の策定に先立ち、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）及び小学1～6年生の保護者を対象として、「結婚・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

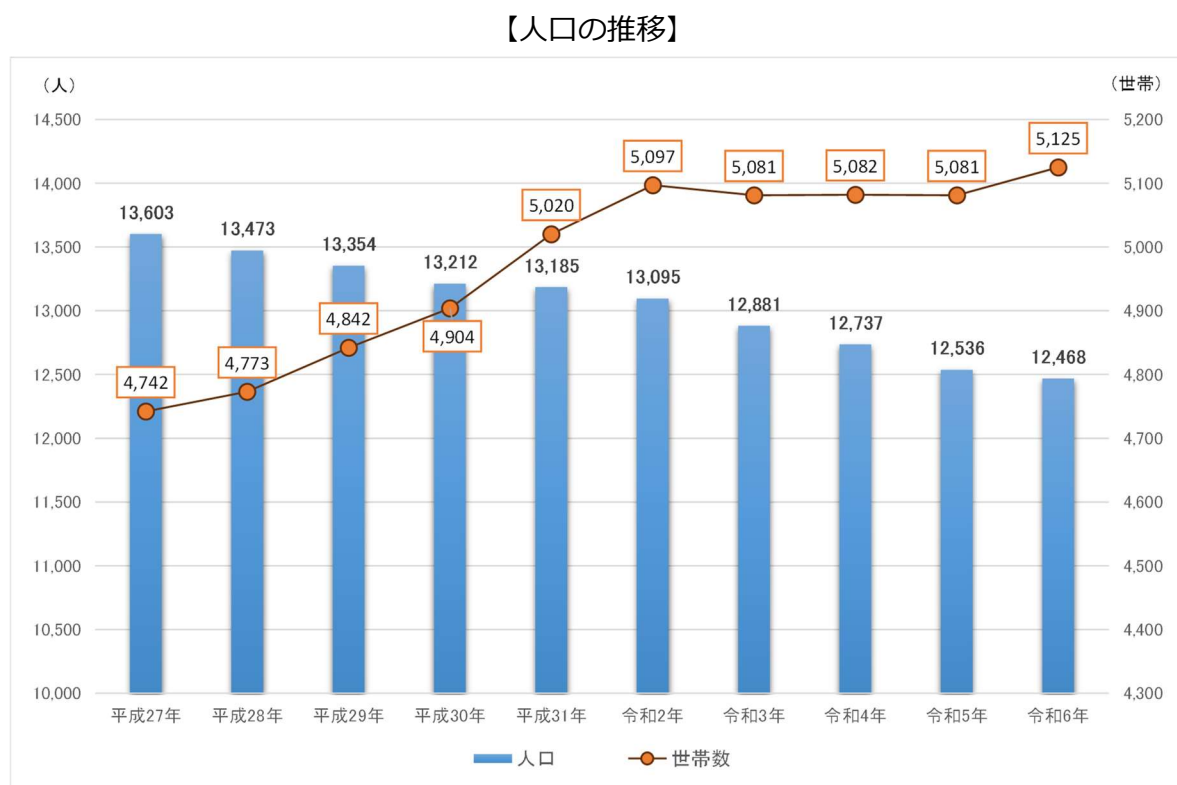
計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリック・コメントを実施しました。（令和6年12月25日～令和7年2月3日）

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 統計でみる甘楽町の状況

(1) 人口・世帯数・年齢区分別人口の推移

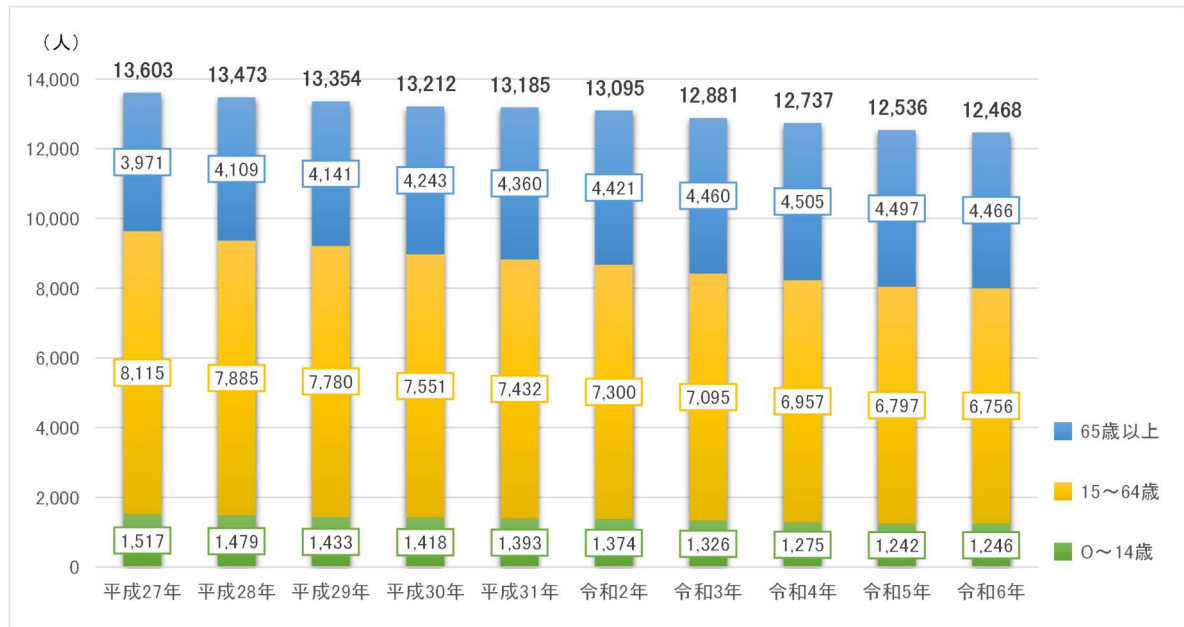
本町の人口は、年々減少し、令和6年で12,468人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあります。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

年齢区分別では、14 歳以下の年少人口の減少と 65 歳以上の老年人口の増加の傾向が続いています。

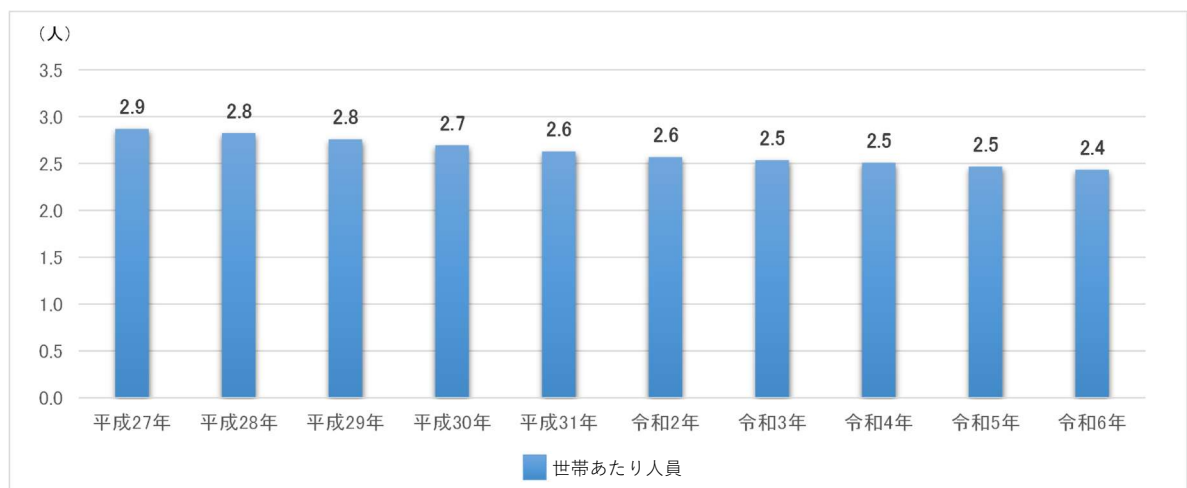
【年齢 3 区分別人口の推移】



(資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)

世帯数の増加に伴い、1 世帯あたりの人員数は減少しています。

【世帯あたりの人員数の推移】



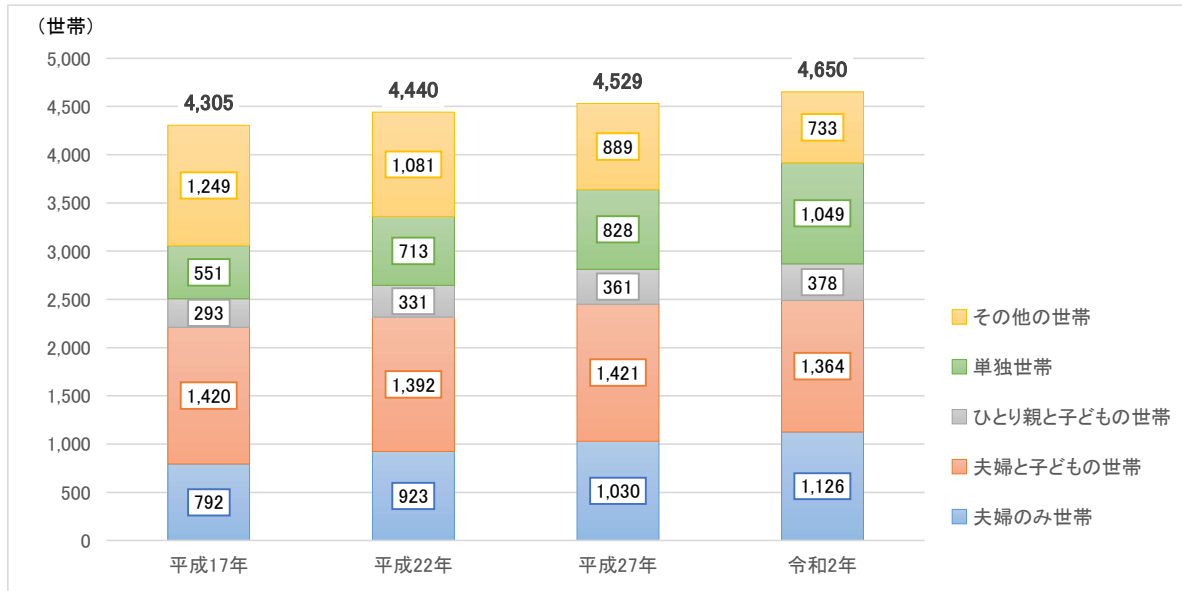
(資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)

(2) 子育て世帯の推移

子育て世帯は、平成 17 年から令和 2 年で 29 世帯の増加がみられます。ひとり親世帯も 85 世帯増加しています。

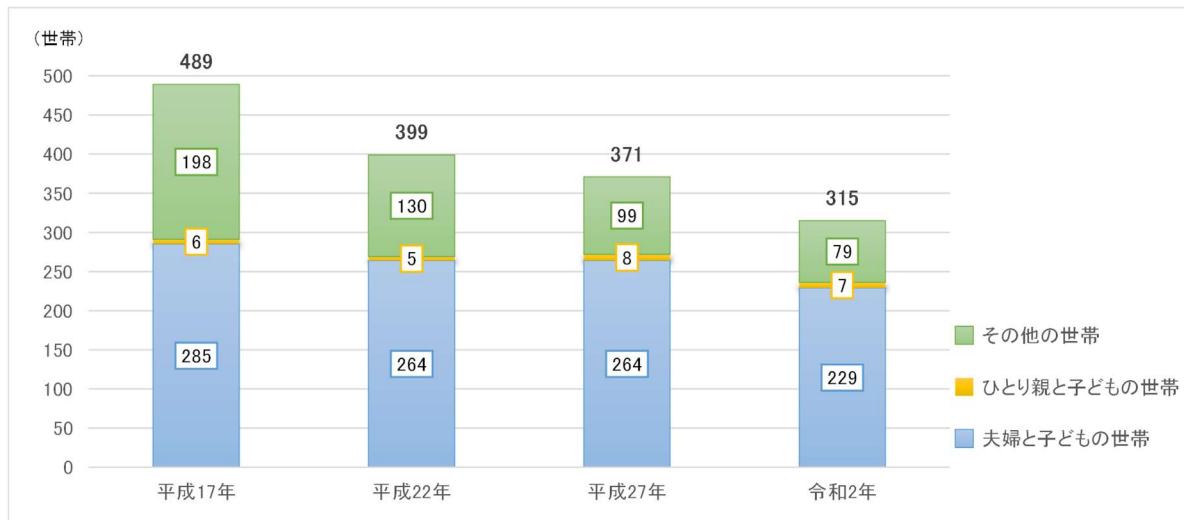
また、6 歳未満の子どものいる子育て世帯は年々減少しています。

【世帯の動向（全体）】



(資料：国勢調査 R2)

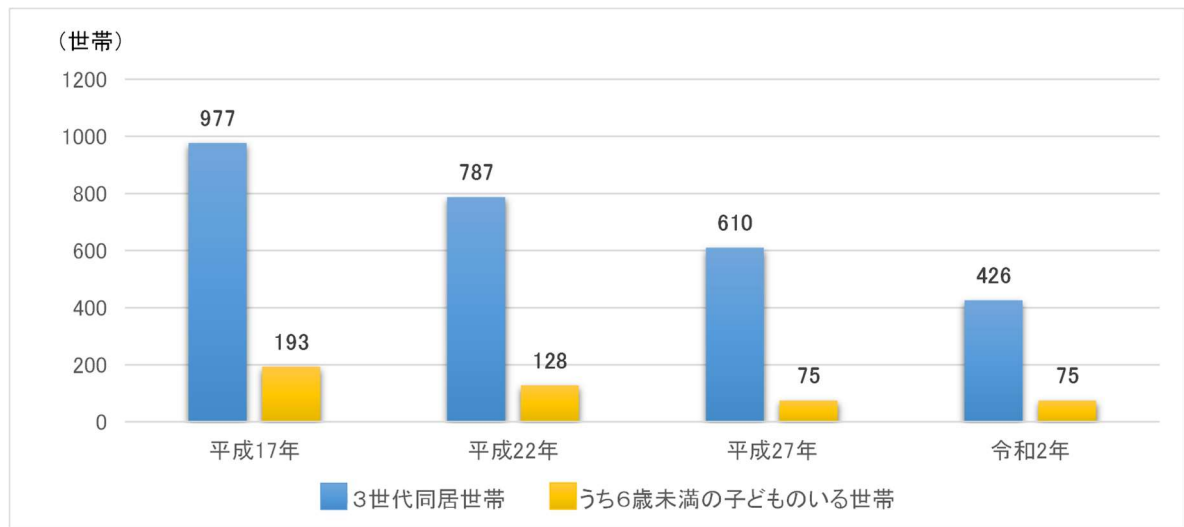
【子育て世帯の動向（6歳未満の子どものいる世帯）】



(資料：国勢調査 R2)

3世代同居世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成17年から令和2年で118世帯の減少がみられます。

【3世代同居世帯の動向】

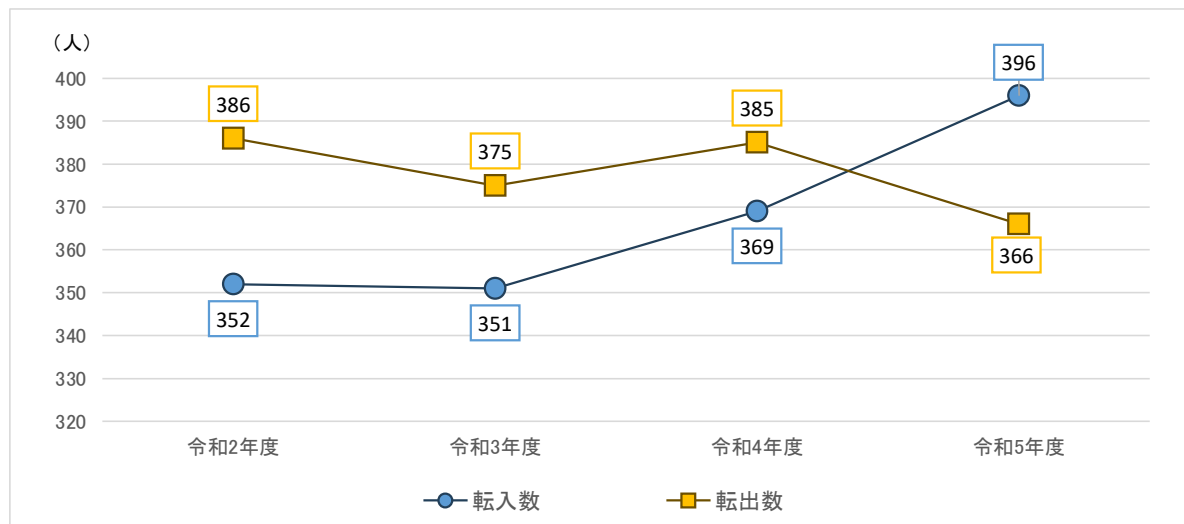


(資料：国勢調査 R2)

(3) 社会動態（転入数・転出数）の状況

令和5年度の転入数は396人、転出数は366人で転入数が転出数を上回っています。経年でみると、転入は増加傾向にあり、転出は減少傾向にあります。

【社会動態】



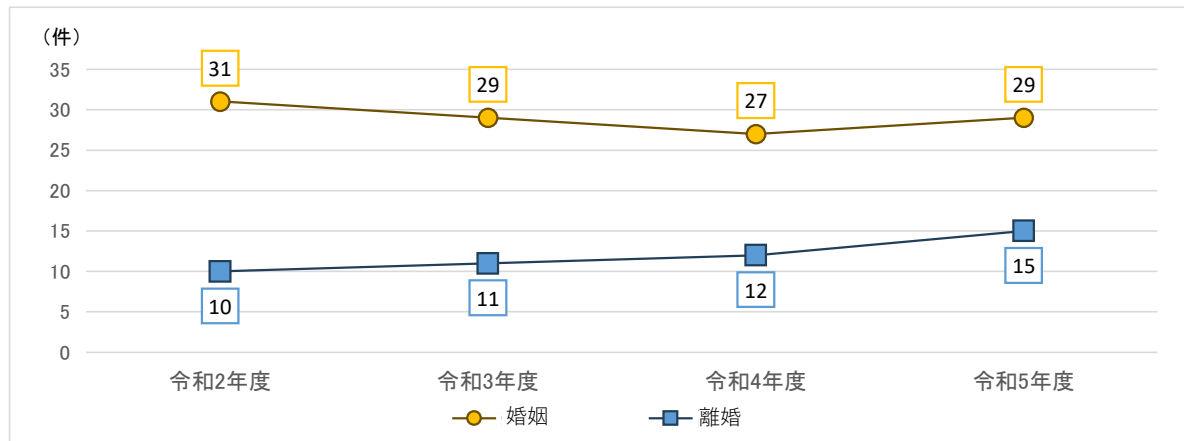
(資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」)

(4) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数

令和5年度の婚姻件数は29件となっており、ほぼ横ばいとなっています。
離婚件数は増加傾向がみられます。

【婚姻・離婚件数】



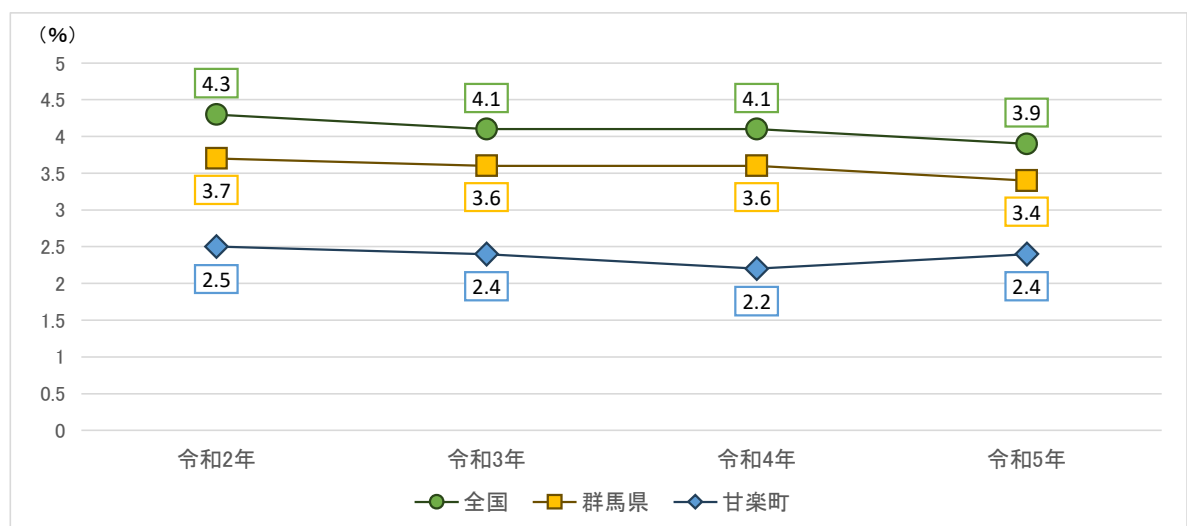
(資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」)

② 婚姻率

全国平均・群馬県平均とも横ばいに推移しています。本町においてもほぼ横ばいとなっています。

本町の令和5年の数値は、県平均に比べ1ポイント下回っています。

【婚姻率 (人口千人対)】

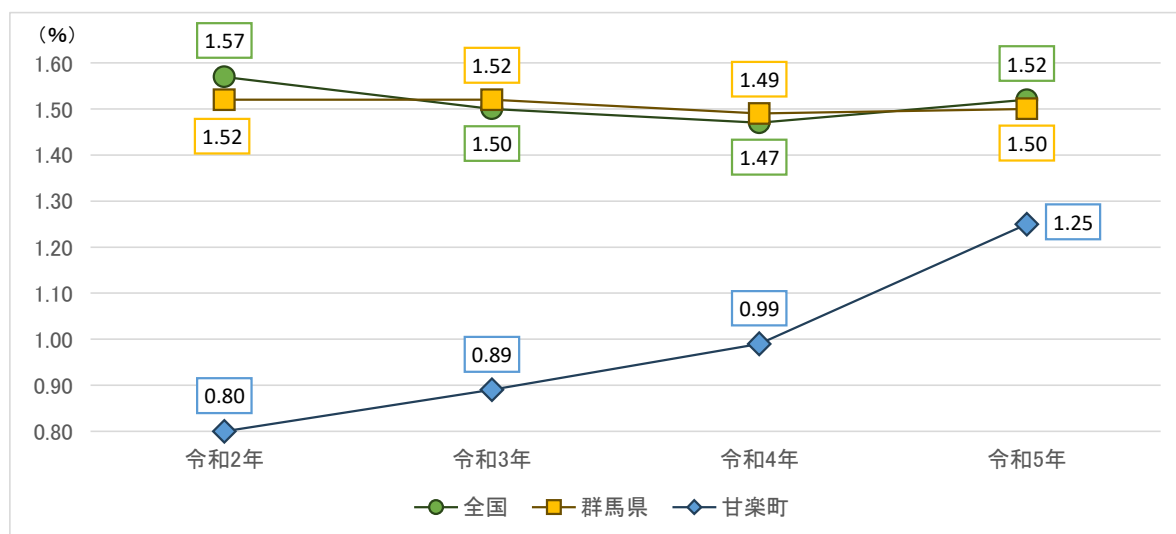


(資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」)

③ 離婚率

本町の離婚率は、全国・群馬県平均に比べ低く推移していますが、増加傾向にあります。

【離婚率（人口千人対）】



（資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」）

④ 未婚率

町の女性の未婚率は、全体的に群馬県の未婚率を上回っており、特に 25～29 歳と 30～34 歳が大きく上回っています。

町の男性の未婚率も、全体的に群馬県の未婚率を上回っており、他の年齢と比べて 20～24 歳と 35～39 歳が特に上回っています。

【未婚率 5 歳階級別】

	男性			女性		
	甘楽町(a)	群馬県(b)	(a)－(b)	甘楽町(a)	群馬県(b)	(a)－(b)
15～19 歳	99.3%	97.5%	1.8%	100.0%	98.7%	1.3%
20～24 歳	95.8%	90.3%	5.5%	94.9%	88.8%	6.1%
25～29 歳	73.7%	69.8%	3.9%	70.1%	58.3%	11.8%
30～34 歳	48.9%	48.1%	0.8%	46.3%	33.6%	12.7%
35～39 歳	41.4%	36.4%	5.0%	22.7%	22.4%	0.3%
40～44 歳	31.0%	30.4%	0.6%	22.8%	17.6%	5.2%
45～49 歳	28.6%	27.5%	1.0%	13.9%	15.3%	▲1.4%

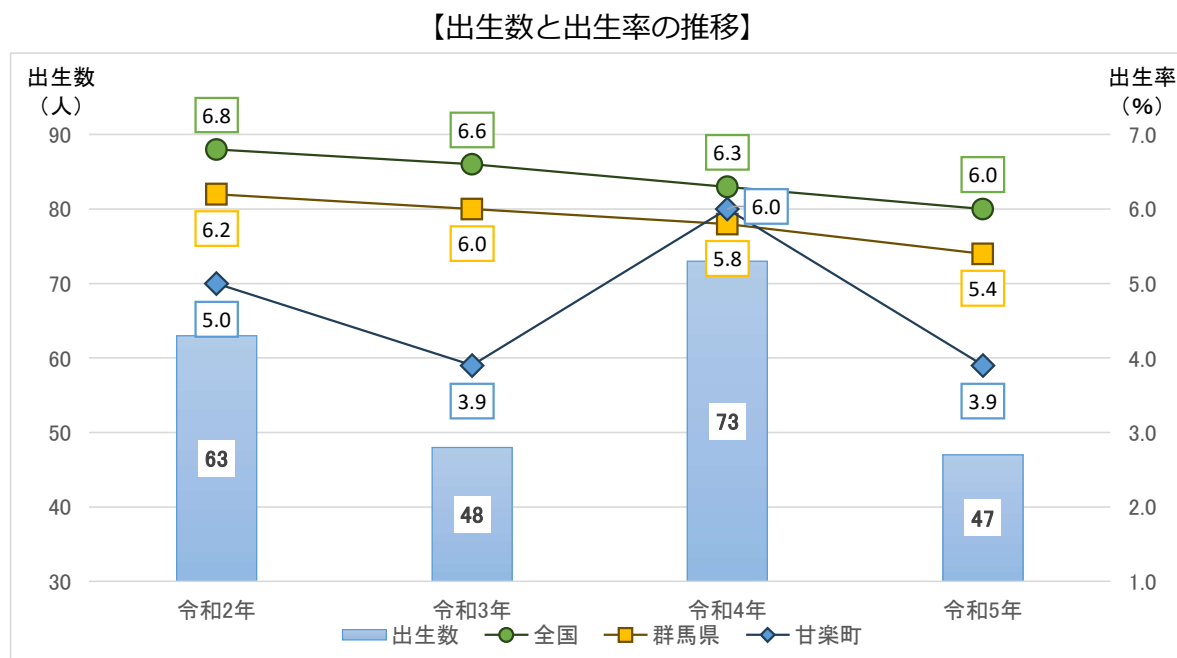
（資料：国勢調査 R2）

(5) 出生の状況

① 出生数と出生率の推移

近年の本町の出生数は減少と増加を繰り返しています。

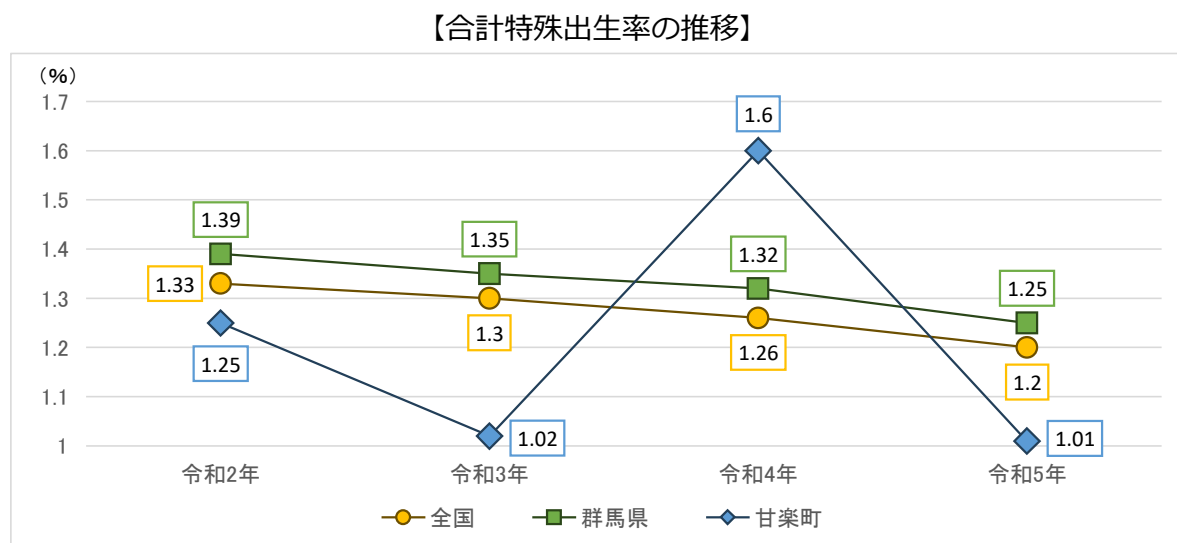
出生率については、全国・群馬県の値を下回っていますが、令和4年のみ群馬県を上回りました。



(資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」)

② 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率^{※1}は、全国・群馬県の値を下回っていますが、令和4年のみ全国・群馬県を上回りました。



(資料：群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」)

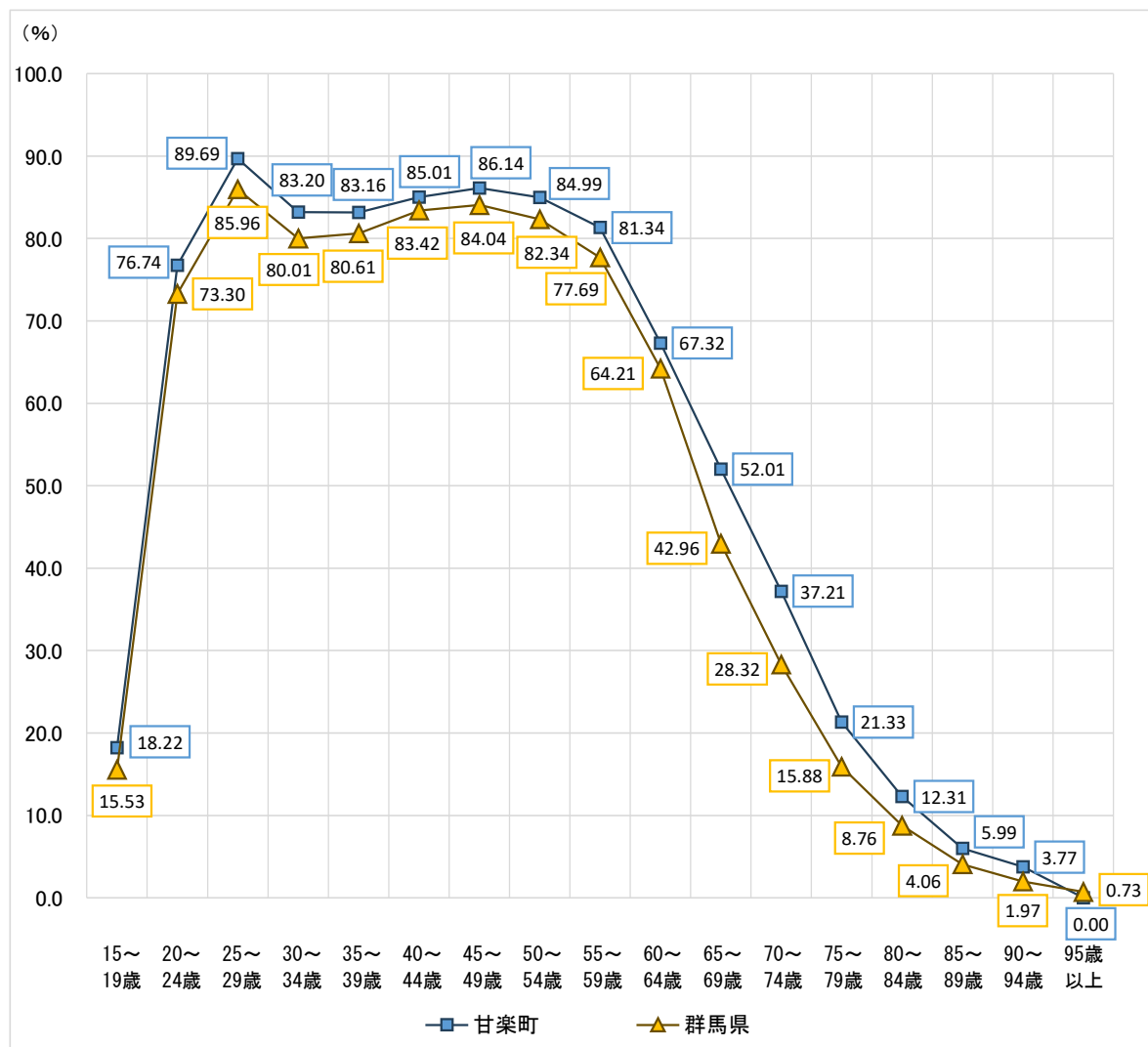
※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を推計したものです。

(6) 女性の就労状況

女性全体の労働力率^{※2}は本町及び群馬県ともに、出産育児期と思われる30代に落ち込み、再び40代で増加し、緩やかなM字カーブを示しています。

本町の女性全体の労働力率は、15～19歳、95歳以上以外の年齢層において、全て群馬県を上回っています。

【女性の労働力率】



(資料：国勢調査 R2)

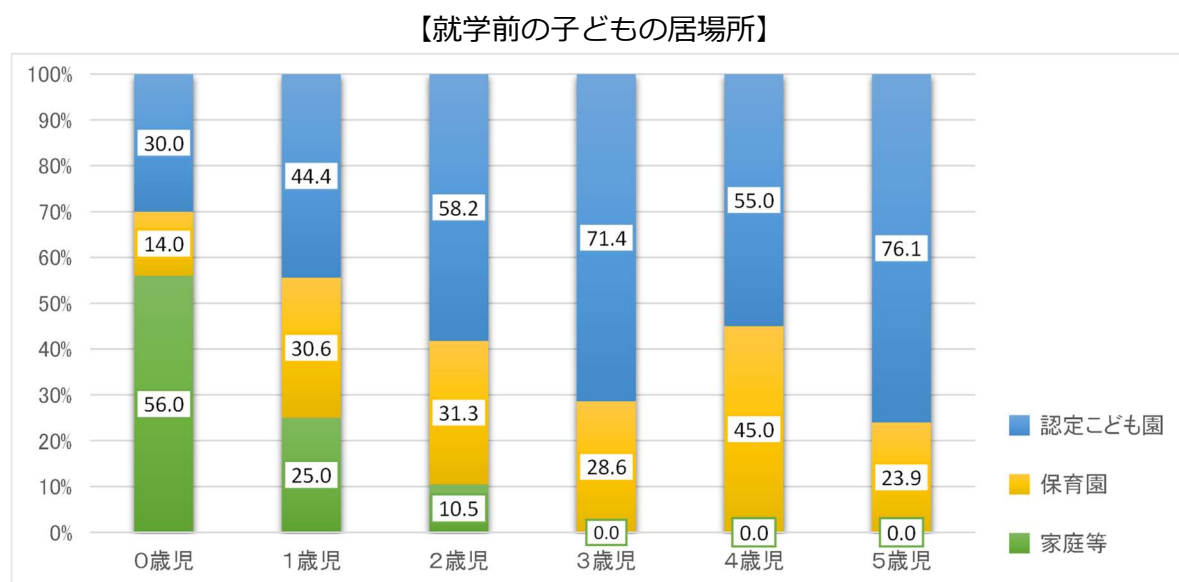
※2 労働力率：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計の占める割合です。

2 教育・保育施設等の状況

(1) 就学前の子どもの居場所の状況

認定こども園の入園が多く、2歳児から5歳児では50%以上になっています。

3歳児から5歳児の全員が認定こども園や保育園に入園しています。



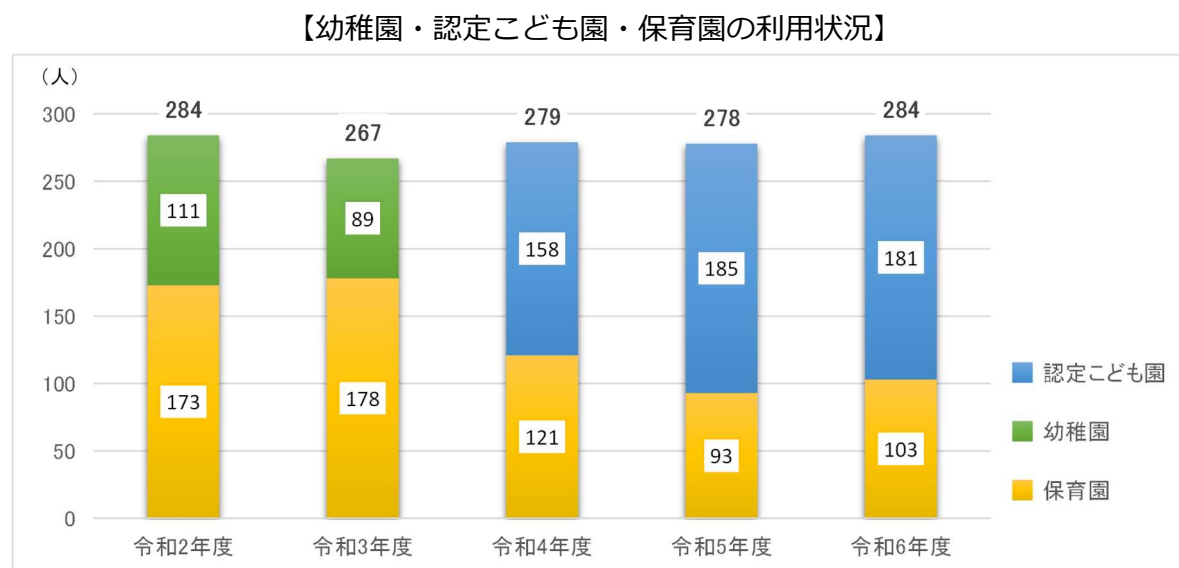
(資料：福祉課資料 令和6年度当初)

(2) 町内教育・保育施設の利用児童数と定員の状況等

① 幼稚園・認定こども園・保育園の利用状況

令和3年度末に町立幼稚園3園と町立保育園1園が閉園し、令和4年度に公私連携・幼保連携型認定こども園1園と公私連携型保育園1園が開園しました。

町立から民間への移行による待機児童は発生していません。また、全体の利用者の顕著な増減はみられません。

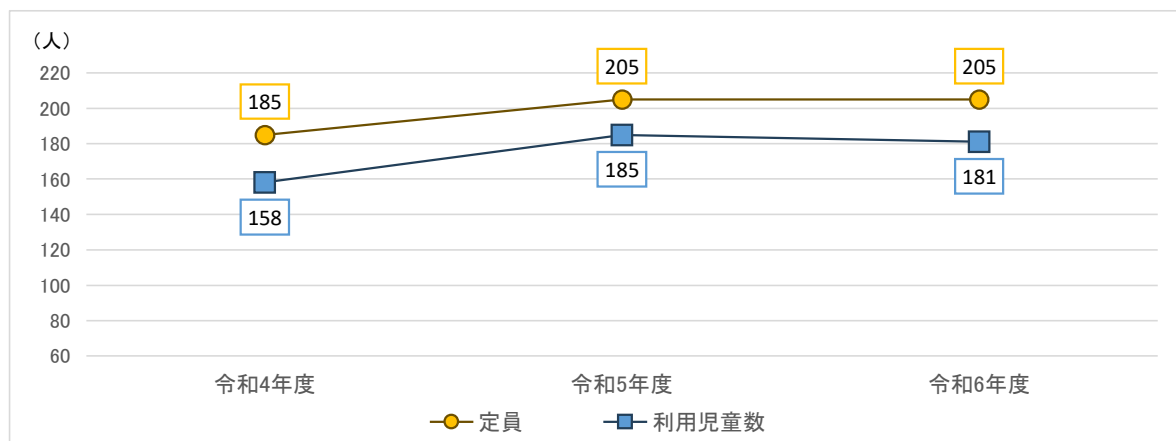


(資料：福祉課・教育委員会資料 年度当初)

② 認定こども園の利用児童数と定員の推移

令和4年度に開園した認定こども園の利用児童数は、年度当初は定員を下回っていますが、年度中に利用児童数が増え、定員に達する傾向にあります。

【認定こども園：利用児童数と定員の推移】

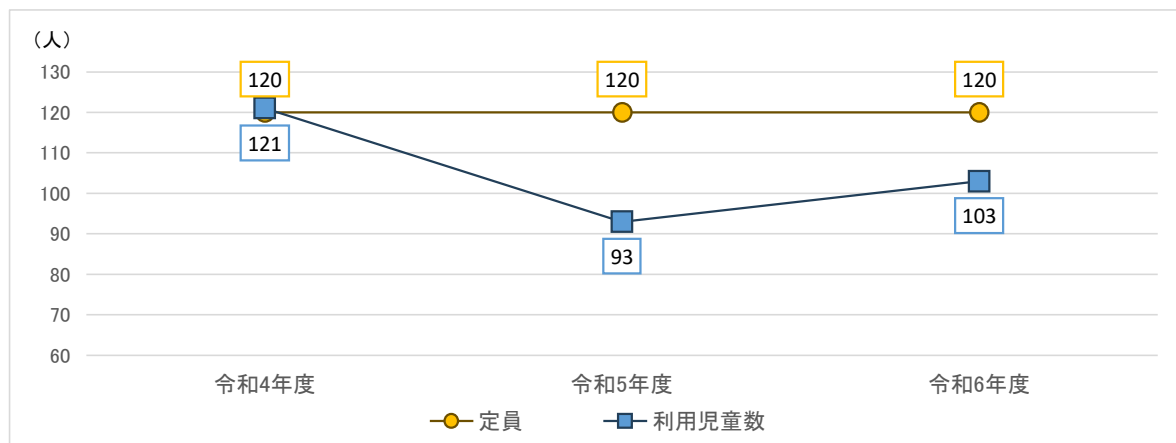


(資料：福祉課資料 年度当初)

③ 保育園の利用児童数と定員の推移

保育園の利用は、年度当初は定員を下回ることが多いですが、年度中に利用児童数が増え、定員に達する傾向にあります。

【保育園：利用児童数と定員の推移】



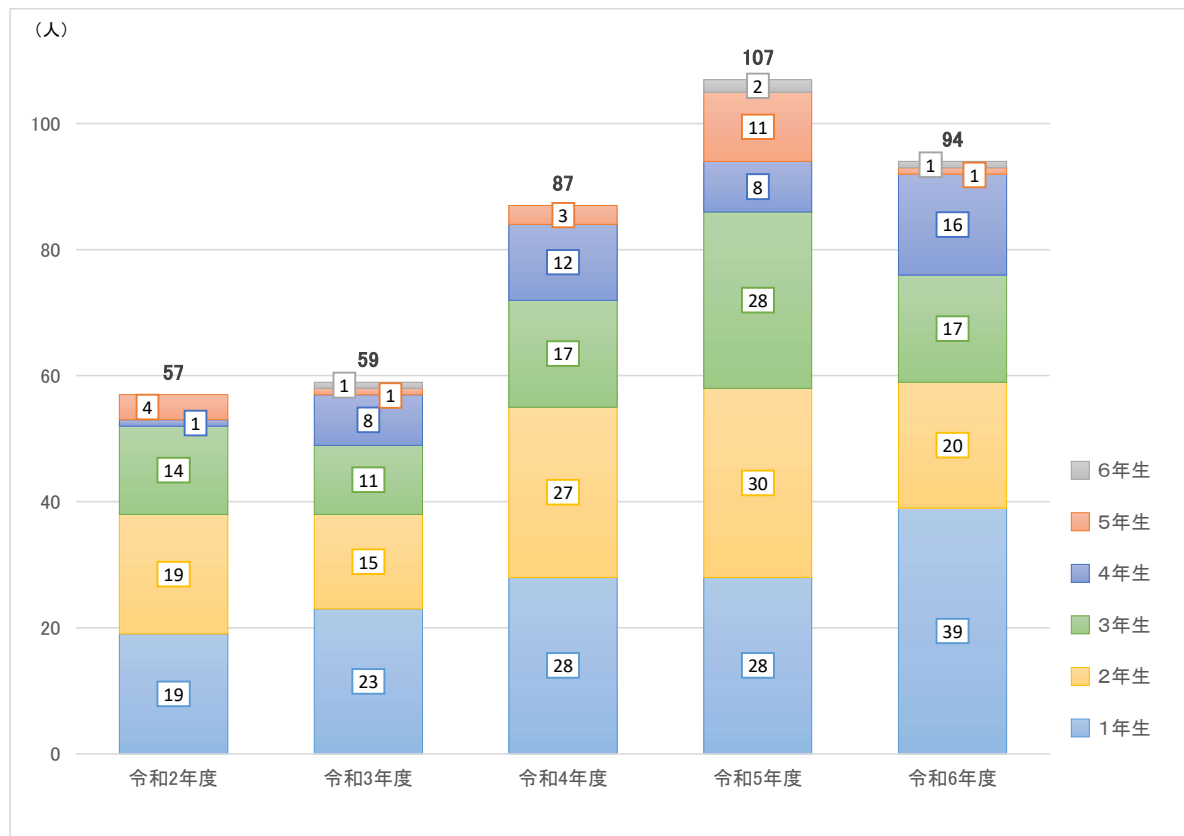
(資料：福祉課資料 年度当初)

（３）放課後児童健全育成事業（学童保育所）の状況

令和４年度より各小学校区に学童保育所が設置され、１か所から３か所になったため、利用児童数が増加しています。

低学年（１～３年生）の利用が多数を占め、概ね８割以上で推移しています。

【学童保育所の利用状況】



（資料：福祉課資料 年度当初）

3 結婚・子育て支援ニーズ調査の結果と分析

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

本計画策定のための基礎資料として、教育・保育等に関する利用意向等のニーズの状況把握や町民の子育て支援に関する意見等を把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2) 実施概要

- ① 調査地域：甘楽町全域
- ② 標本抽出：住民基本台帳から就学前児童及び小学生の全ての保護者を対象
- ③ 調査期間：令和6年7月5日～7月19日

3) 調査の方法

- ・ 町内の認定こども園、保育園、小学校を通じて配布・回収
- ・ 町内の認定こども園、保育園、小学校に通園・通学していない児童保護者には郵送で調査票を配布・回収
- ・ 回答は全て無記名

4) 調査対象と回収率

調査対象者		調査数	回収数	回収率
就学前児童	町内在住の就学前児童をもつ保護者	192	163	84.9%
小学生	町内在住の小学生をもつ保護者 (就学前の弟・妹がいる世帯も含む)	392	314	80.1%
合計		584	477	81.7%

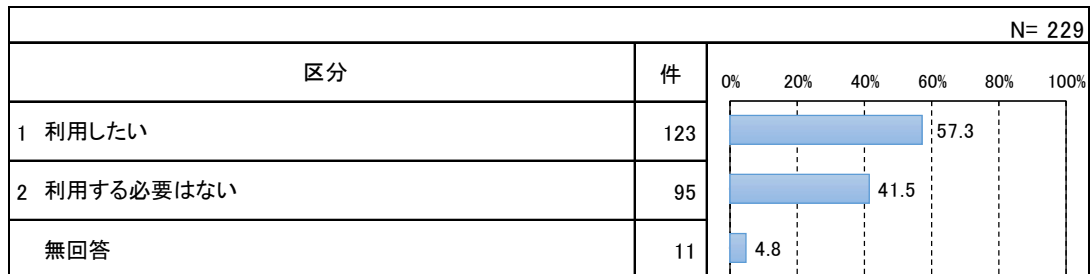
(2) 調査結果の要点

教育・保育施設等の不定期（一時預かり等）の利用希望

① 一時預かり等の利用希望

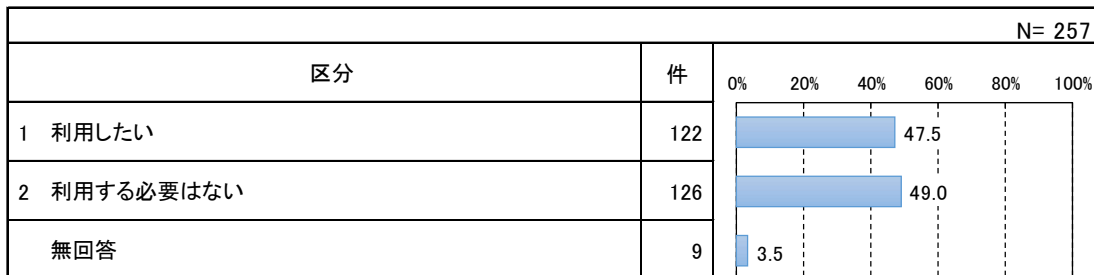
【前回（令和元年度）調査】

「利用したい」が57.3%、「利用する必要はない」が41.5%となっています。



【今回調査】

「利用したい」が47.5%、「利用する必要はない」が49.0%と拮抗しています。



前回と比較すると、「利用したい」が9.8ポイント減少し、「利用する必要はない」は7.5ポイント増加しています。

就園している子どもの増加等により利用意向は微減となりましたが、回答者の半数近くの方が利用したいと答えていることから、今後も一時預かり等を充実させていく必要があります。

②一時預かり等の利用目的（複数回答）

【前回（令和元年度）調査】

「私用、リフレッシュ目的」が66.7%と最も高い割合を占め、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」が57.7%となっています。



【今回調査】

「私用、リフレッシュ目的」が76.2%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が73.0%と7割以上を占めています。



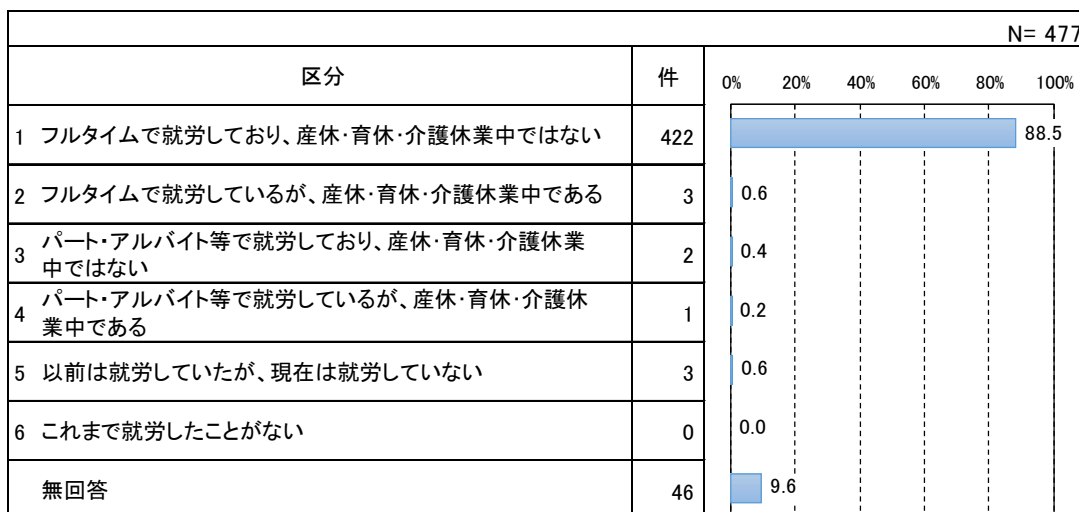
前回と比較すると、「私用、リフレッシュ目的」が9.5ポイント、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が15.3ポイント、「不定期の労働」が9.2ポイントそれぞれ増加しています。

保護者が安心して利用できるよう、一時預かり等のサービス内容を充実させていく必要があります。

保護者の就労状況

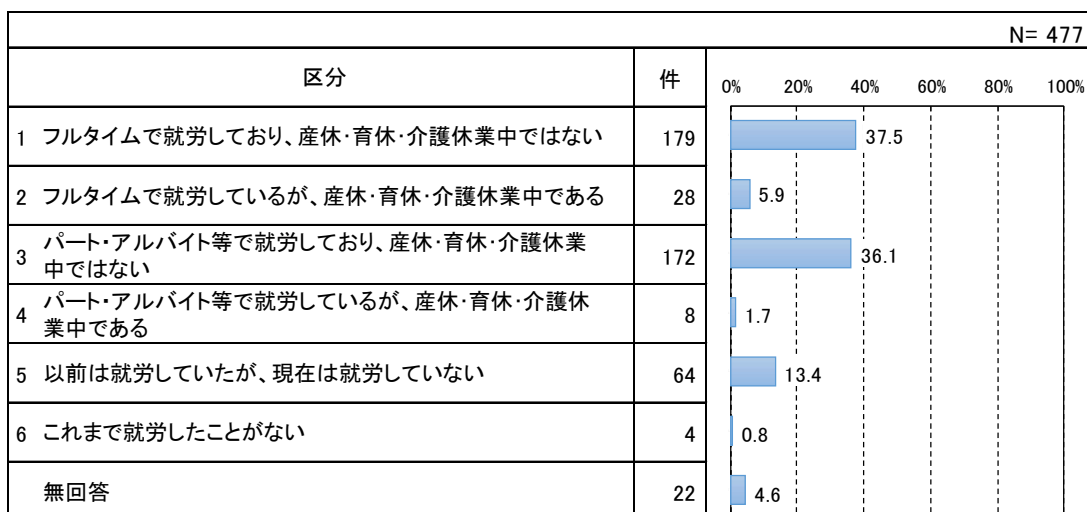
① 父親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が88.5%で9割近くを占めています。



② 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.5%で最も高い割合を占め、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.4%で続きます。

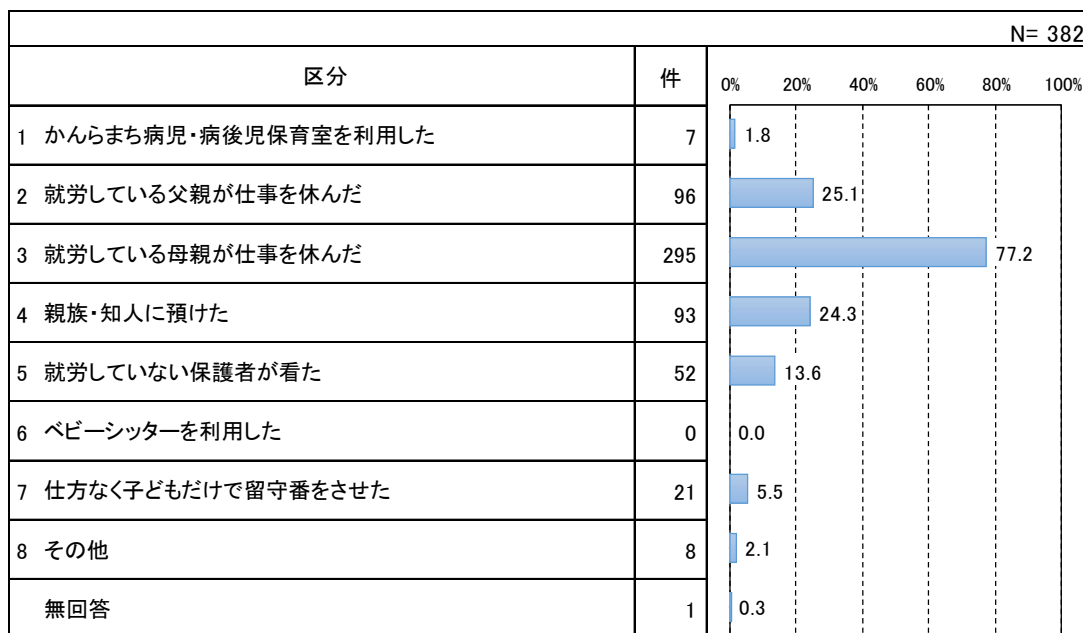


共働き世帯が多くを占めていることから、仕事と育児の両立ができるよう、教育・保育施設の充実を図っていく必要があります。

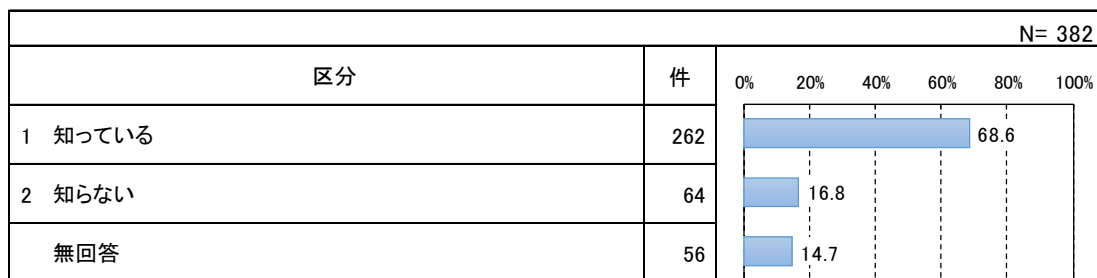
病気の際の対応

① 子どもが病気やけがのため認定こども園・保育園・学校等を休んだときの対応状況 (複数回答)

「就労している母親が仕事を休んだ」が77.2%で8割近くを占め、令和5年度に設置された「かんらまち病児・病後児保育室を利用した」と答えた方は1.8%です。

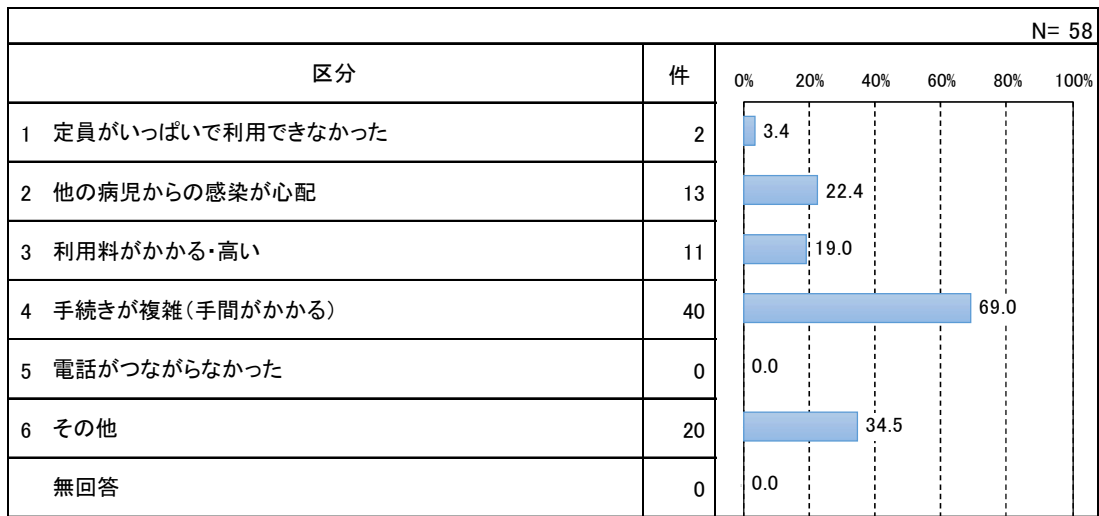


② かんらまち病児・病後児保育室を知っているか 「知っている」が68.6%と7割近くを占めています。



③ かんらまち病児・病後児保育室を利用しなかった理由

「手続きが複雑（手間がかかる）」が69.0%と7割近くを占めています。

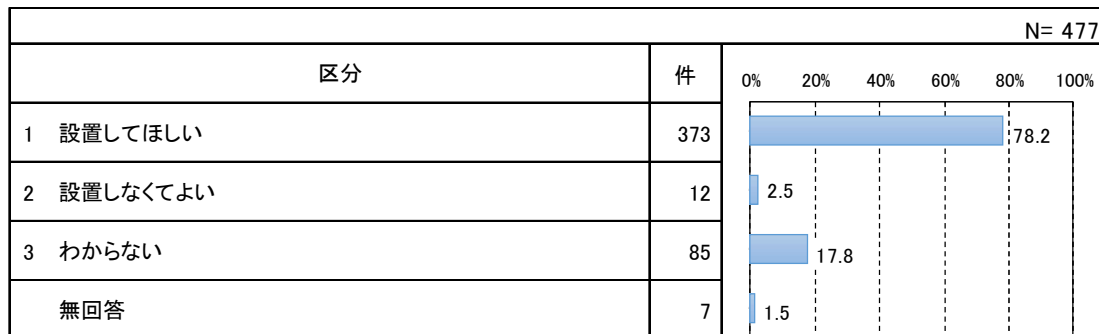


令和5年度に設置されたかんらまち病児・病後児保育室は広く町内の保護者に認知されていますが、実際の利用はわずかであり、利用しなかった理由は「手続きが複雑（手間がかかる）」が多数を占めており、手続き面での改善が求められます。

児童館の設置

① 児童館の設置希望の有無

「設置してほしい」が78.2%と8割近くを占めています。



児童館の設置について、保護者のニーズが高いことがわかります。

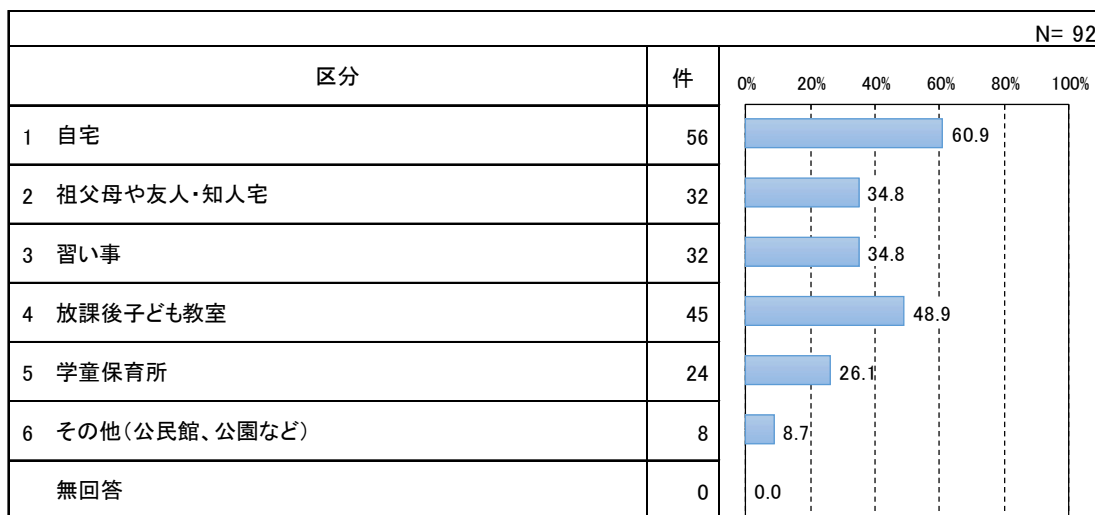
放課後の過ごし方について

《未就学児保護者》

①就学後の放課後の過ごし方の希望（複数回答）

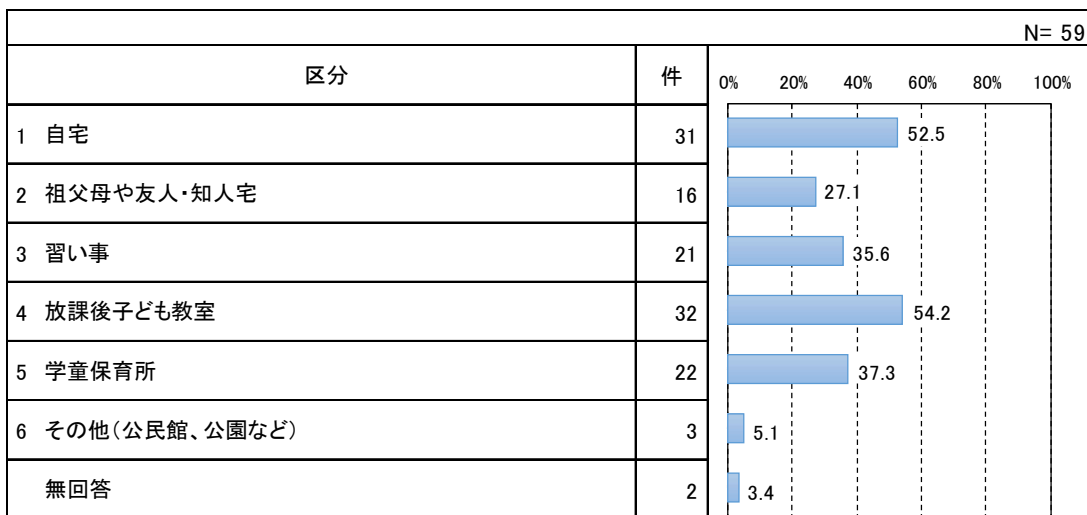
【前回（令和元年度）調査】

「自宅」が60.9%で、最も高い割合を占め、「放課後子ども教室」が48.9%で続きます。



【今回調査】

「放課後子ども教室」が54.2%で最も高い割合を占め、「自宅」が52.5%、「学童保育所」が37.3%で続きます。



前回と比較すると、「放課後子ども教室」の増加が顕著です。

放課後子ども教室では、子ども達が安心して安全に過ごせるよう、運営体制の強化等の検討が必要です。

②学童保育所の土曜日、日曜日・祝日の利用希望

【前回（令和元年度）調査】

土曜日 9件（37.5％） 日曜日・祝日 2件（8.3％）

【今回調査】

土曜日 2件（5.7％） 日曜日・祝日 2件（5.7％）

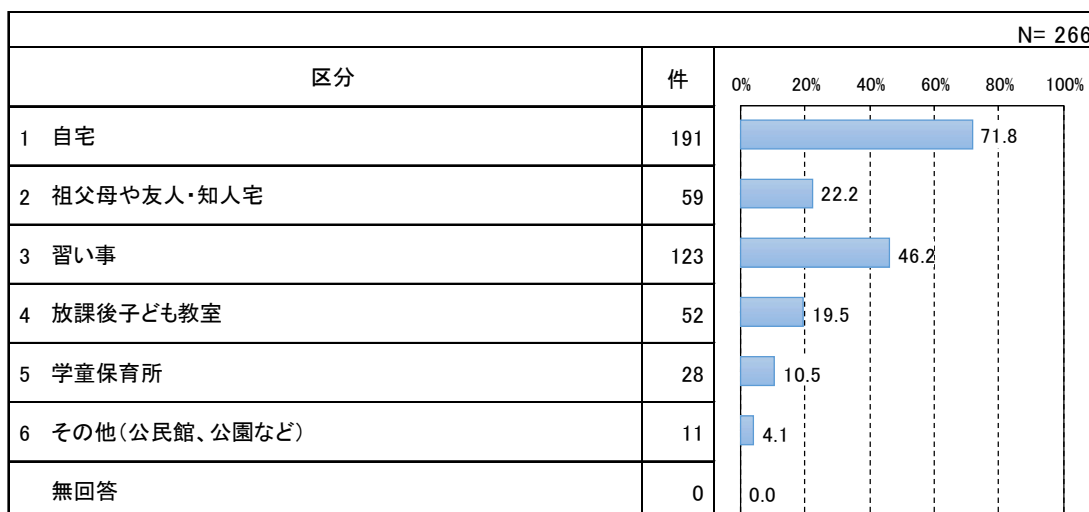
前回調査と比べて、土曜日の利用希望件数は減少しましたが、小学生保護者の回答と合わせると一定数の利用希望があることから、土曜日、日曜日・祝日の開所を検討していく必要があります。

《小学生保護者》

①小学生の放課後の過ごし方（複数回答）

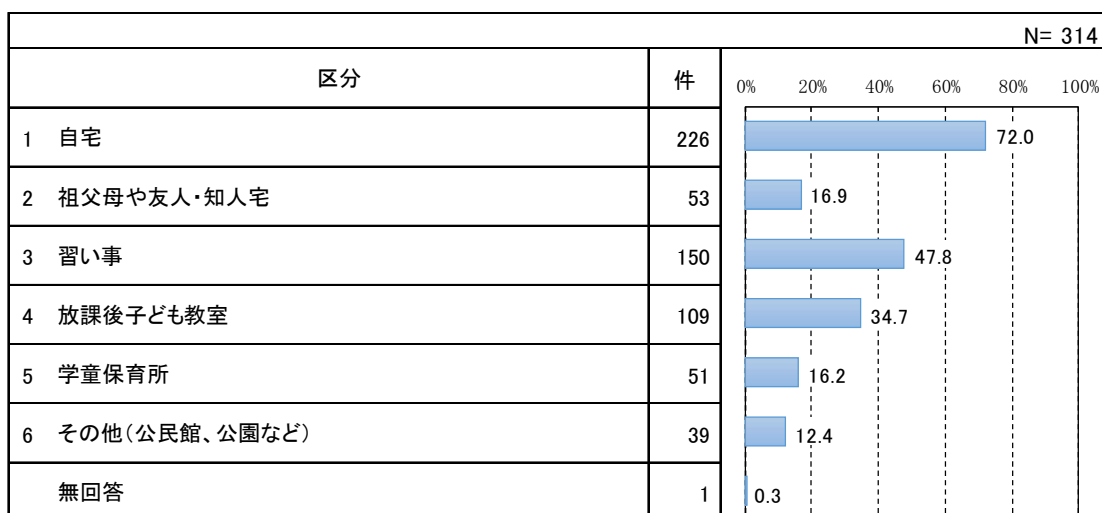
【前回（令和元年度）調査】

「自宅」が71.8％で最も高い割合を占め、「習い事」が46.2％で続きます。



【今回調査】

「自宅」が72.0％で最も高い割合を占め、次いで「習い事」が47.8％、「放課後子ども教室」が34.7％で続きます。



前回と比較すると、「自宅」「習い事」は横ばいですが、「放課後子ども教室」と「学童保育所」は増加しています。

子ども達が安心して安全に過ごせるよう、放課後子ども教室と学童保育所の体制強化を図る必要があります。

②学童保育所の土曜日、日曜日・祝日の利用希望

【前回（令和元年度）調査】

土曜日 9件（32.1%） 日曜日・祝日 3件（10.7%）

【今回調査】

土曜日 12件（23.5%） 日曜日・祝日 7件（13.7%）

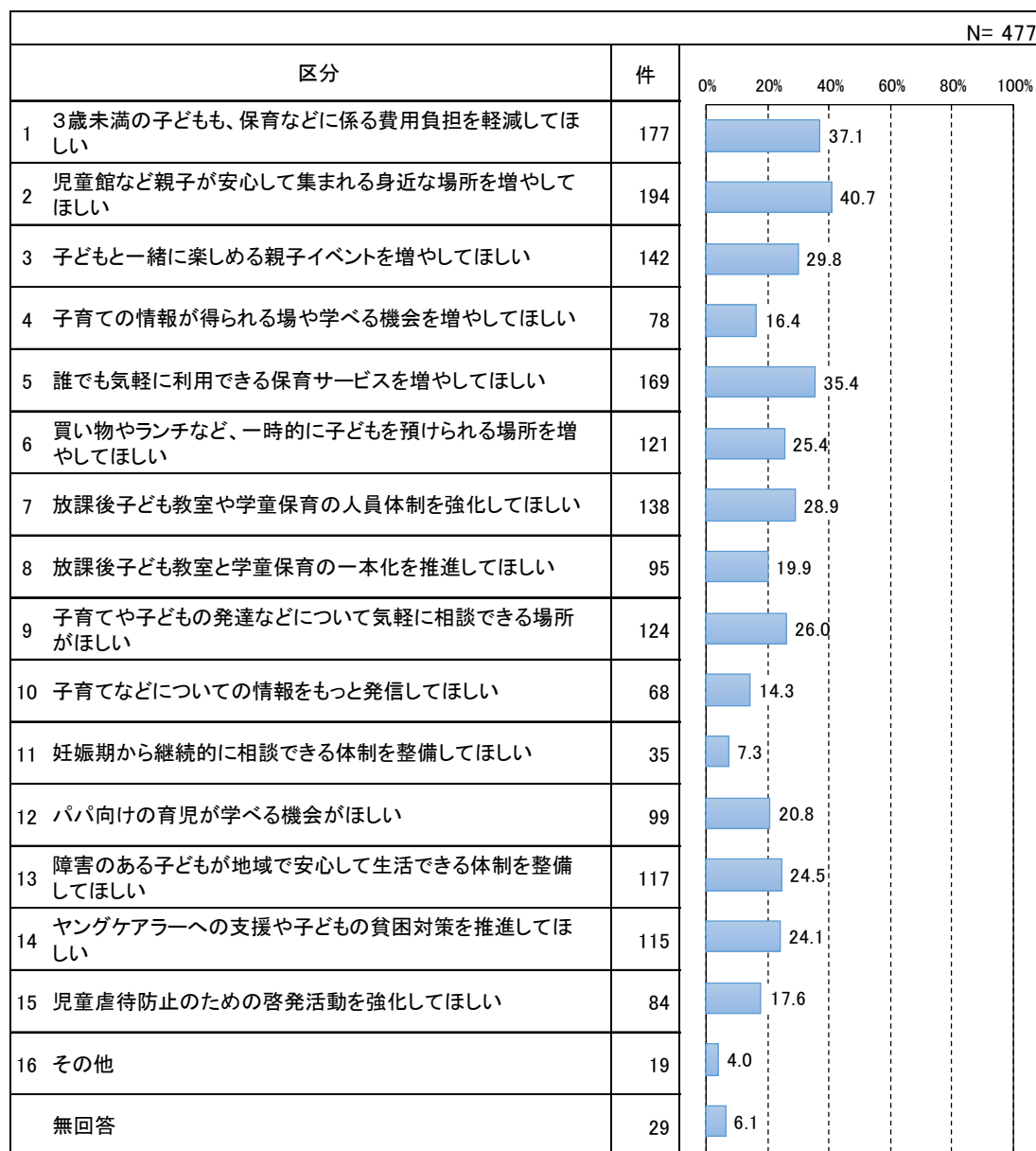
前回調査と比べて、土曜日、日曜日・祝日ともに利用希望件数が増加していることから、土曜日、日曜日・祝日の開所を検討していく必要があります。



子ども・子育て支援施策の要望

① 充実を図ってほしい子ども・子育て支援施策（3つまで回答可）

「児童館など親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」が40.7%で最も高い割合を占め、「3歳未満の子どもも、保育などに係る費用負担を軽減してほしい」が37.1%、「誰でも気軽に利用できる保育サービスを増やしてほしい」が35.4%、「子どもと一緒に楽しめる親子イベントを増やしてほしい」が29.8%、「放課後子ども教室や学童保育の人員体制を強化してほしい」が28.9%で続きます。



充実を図ってほしい子ども・子育て支援施策の上位5項目は、児童館、経済的支援、保育サービス、親子イベント、放課後子ども教室・学童保育の順になります。

②子育てをする上であればよいと思うサポート（自由回答）

- ◇経済的支援に関すること：30 件
- ◇預かり事業に関すること：20 件
- ◇相談・支援体制に関すること：17 件
- ◇公園・遊び場等に関すること：16 件
- ◇学童保育所・放課後子ども教室に関すること：14 件

③子育ての環境や支援についての意見（自由回答）

- ◇経済的支援に関すること：25 件
- ◇公園・遊び場等に関すること：24 件
- ◇子どもの居場所に関すること：21 件
- ◇認定こども園・保育園に関すること：16 件
- ◇学童保育所・放課後子ども教室に関すること：16 件

子育てをする上であればよいと思うサポートでは、「経済的支援」「預かり事業」「相談・支援体制」に続いて、「公園・遊び場」が4番目に多い件数を占め、子育ての環境や支援についての意見でも「経済的支援」に続いて「公園・遊び場」が2番目に、「子どもの居場所」が3番目に多い件数を占めています。



(3) ニーズ調査から抽出された課題への対応方針

結婚・子育て支援ニーズ調査から抽出された各課題への対応の方針は、以下のとおりです。

【課題1】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を検討します。

【課題2】 共働き世帯とその子どもへの支援

共働き世帯の増加に対応するため、教育・保育施設の環境の充実を図ります。

【課題3】 病児・病後児保育事業の利用の向上

町では令和5年4月から病児・病後児保育事業を開始しましたが、実際に利用したとの回答が少なく、周知方法や利用しやすい運営方法を検討します。

【課題4】 新たな子どもの居場所づくりへの対応

新たな子どもの居場所づくりとして、児童館の設置、子ども食堂の支援等について検討します。

【課題5】 安全の確保や公園の整備

庁内関連部署や関係機関との連携を深めて、子どもが元気な町を目指します。

【課題6】 放課後子ども教室・学童保育事業の充実

令和4年4月から学童保育所を小学校区ごとに設置し、放課後子ども教室と連携して事業を実施していますが、児童と保護者の利便性向上のため、運営方法を検討します。

4 第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期計画に掲げた事業内容と目標事業量については、計画の趣旨を踏まえて推進してきました。施策の主な取り組みについては概ね達成できていますが、未実施の取り組みについては第3期計画に引継ぎ、実施に向け検討を行います。

また、社会状況の変化に対応した新たな事業や役割分担の再整理が必要な事業が発生していることから、第3期計画では事業の追加や統廃合、事業内容などの見直しを進め、効率的な事業運営に取り組んでいくことが求められます。

第2期計画 取り組みの実施状況

基本目標	取り組み数	実施数	実施した 取り組みの 割合
■ 基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち	23	22	95.6%
■ 基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち	22	17	77.2%
■ 基本目標3 みんなで子どもを育むまち	18	18	100%
合 計	63	57	90.4%

なお、施策の取り組み状況の詳細は、巻末資料（66 ページ）にある「第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と具体的取り組み」のとおりです。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第1期・第2期と続く「甘楽町子ども・子育て支援事業計画」では、「やさしさと 活力にあふれ 子育ての楽しさを 実感できるまち」という基本理念のもと、子どもたちが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域みんなで子どもや子育て家庭を支えるまちづくりを目指し、子育て支援施策を推進してきました。第3期計画においても、目指すべき姿は変わらないため、前計画の基本理念やこれまでの本町の子育て支援施策の方向性を継承しつつ、国の動向や社会情勢、子育て家庭を取り巻く環境等を踏まえ、子育て支援施策のより一層の充実を目指します。

【基本理念】

**やさしさと 活力にあふれ
子育ての楽しさを 実感できるまち**



2 計画の基本目標

「基本理念」を実現するために、第1期・第2期計画の3項目の基本目標を踏襲し、総合的に施策を推進します。

基本目標1 いきいきと 子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。

そのため、次世代の親となるための豊かな人間性を育み、自立して家庭をもつことが出来るよう、全ての子どもたちがいきいきと輝いて成長できるまちづくりを目指します。

基本目標2 にこにこ 子どもを育てるまち

核家族化の進展に伴い、昔ながらの三世帯同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなってきたおり、親の子育ての負担はますます大きくなっています。

そのため、子どもを安心して生み育てることができるよう、きめ細かな子育て支援サービスを提供していくことにより、親の子育て負担の軽減や子育てに関する学習機会を設け、全ての子育て家庭が安心して楽しく子育てできるまちづくりを目指します。

基本目標3 みんなで 子どもを育むまち

全国的に気候変動が要因の1つとも考えられる大規模な災害が毎年発生しています。また、子どもを巻き込んだ交通事故や連れ去りなどの事件がニュース報道等で大きく取り上げられるようになり、保護者の不安も大きくなっています。

そのため、子どもが安心して生活できるまちづくりを推進し、地域 みんなで子どもを育む機運を醸成し、社会全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。

3 計画の体系

【基本理念】

やさしさと 活力にあふれ
子育ての楽しさを 実感できるまち

基本目標1 いきいきと 子どもが生まれ育つまち

- 1. 親と子のこころとからだの健康支援
 - (1) 安心感のもてる妊娠・出産の支援
 - (2) 子どもの成長と発達への支援
 - (3) 食育の推進
 - (4) 小児保健医療体制の充実
- 2. 生きる力を育む教育の充実
 - (1) 家庭教育の支援
 - (2) 乳幼児教育の充実
 - (3) とともに子育てを担う意識の醸成
- 3. 子どもの居場所づくりと子どもを守り育てる活動
 - (1) 子どもの安心・安全な居場所の提供
 - (2) 子どもを守り育てる活動

基本目標2 にこにこと 子どもを育てるまち

- 1. 子育て家庭全般への子育て支援の充実
 - (1) 子育てに関する情報提供の充実
 - (2) 子育ての精神的・身体的負担の軽減
 - (3) 多様なニーズに応じた保育サービスの実施
 - (4) 子育ての経済的支援
 - (5) 多様な働き方の実現
- 2. 特に援助を必要とする家庭への支援
 - (1) ひとり親家庭への支援
 - (2) 障害のある子どもと家庭への支援
 - (3) 子どもの貧困対策の推進

基本目標3 みんなで 子どもを育むまち

- 1. 安心・安全な生活環境の整備
 - (1) 子育てにやさしい生活環境の整備
 - (2) 子どもの安全の確保
 - (3) 自然災害対策の推進
- 2. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進
 - (1) 子どもの権利の尊重
 - (2) 児童虐待の防止と対応

第4章 施策の展開

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

1 親と子のこころとからだの健康支援

妊娠・出産の支援に加え、生まれてきた子どもの成長と発達をサポートし、自信とゆとりを持ち安心して子育てができるよう支援します。子どもの心と体の健康に大きな影響を及ぼす食生活についても、乳幼児期から発達に応じた食の指導を充実させていきます。

(1) 安心感のもてる妊娠・出産の支援

本計画では、第2期計画との比較を次のように表記しています。
★…新規 ◆…大幅拡充

No	事業名	内容
1	妊娠届出時健康相談	プライバシーの確保された安心できるスペースで、母子健康手帳・各種受診券の交付や健康管理の助言・相談に応じます。
2	妊婦健診	医療機関で実施する妊婦健康診査に係る費用の補助を行い、必要に応じて医療機関との連携を図ります。
3	妊婦歯科健診 ★	協力歯科医院における妊婦の歯科健診と歯科指導の補助を行います。
4	母親学級	保護者の共通する悩みをテーマに教室を開催することにより不安を軽減し、自信を持って出産・育児ができるよう支援します。 また、妊婦同士の交流や情報交換の場を通して不安の解消を図るほか、父親の育児参加を促します。
5	産婦健診・産後ケア	産後2週間及び1か月での産婦健診費用の一部を助成し、出産医療機関と連携し産後うつへの早期対応を行います。支援が必要なケースについては産後ケア等に対応します。なお、産後ケア利用時に医療機関までの運転ができない場合は、タクシー料金の補助を行います。
6	不妊治療・不育症治療費用助成事業	甘楽町不妊治療費助成事業・甘楽町不育症治療費助成事業の紹介、PRに努め、不妊・不育症治療を行う人への経済的な支援を行います。



(2) 子どもの成長と発達の支援

No	事業名	内容
1	乳幼児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児の健全育成を図ります。また、支援の必要な乳児や幼児、家庭に対しても随時家庭訪問を行います。
2	新生児聴覚検査 ★	新生児の先天性聴覚障害を発見する検査費用の一部を助成します。
3	1か月健診 ★	生後1か月児健康診査費用の一部を助成します。
4	乳幼児健康診査	医師の診察により疾患の早期発見を行うほか、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士が子どもの健康状態・発育・成長に応じた助言・指導・支援を行います。健康診査未受診者には、電話や家庭訪問で必ず状況を把握し、必要な指導を行います。 【健康診査の種類】 股関節脱臼健診・3～4か月児健診・9～10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診
5	健康相談	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士が、発育・発達・育児・母乳・栄養・歯科等の相談に応じます。また、24時間年中無休の電話相談「健康ダイヤル24」にて、休日夜間の相談にも対応します。 【保健センターでの健康相談の種類】 乳児相談・幼児相談・一般健康相談・歯科相談・その他
6	産後サポート事業（赤ちゃん教室）	月齢の近い子ども（1歳未満児）を持つ母親や家族を集め、助産師・保健師が母親からの不安や悩みを傾聴し、相談に乗ります。また、仲間づくりを支援し、母親の孤立化を防ぎます。
7	産後ヘルパー事業 ★	出産後に、家事や育児の支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことにより、母親の負担軽減を図ります。
8	乳幼児発育・発達支援	子どもに疾病や障害がある場合や発育・発達の遅れが疑われた場合には、保護者の気持ちに寄り添いながら、保護者が子どもの状態を受け止め前向きに育児や療育ができるよう支援します。また、適切な時期に相談機関・療育機関・医療機関などへの紹介を行います。
9	歯科保健事業	むし歯予防教室や歯科保健指導等を通して、乳幼児期からむし歯予防を生活習慣化できるよう支援します。希望者へのフッ素塗布・集団洗口や洗口剤の無料配布等を実施します。
10	予防接種事業	定期予防接種を確実に接種できる体制整備を行い、疾病の発生・まん延を予防し、子どもの健康の維持・増進を図ります。また、有効な任意接種についても接種費用を助成することで接種率を向上させ疾病予防につなげます。

（３）食育の推進

No	事業名	内容
1	乳幼児期の食育の推進	乳幼児の健康診査や健康相談において、管理栄養士等が保護者に対して食に関する正しい知識や望ましい食習慣を伝え、食生活の基礎づくりを行います。また、園児においては、集団の場を活用して、楽しく食育を身につける活動を行います。
2	小中学生の食育の推進 ★	有機野菜や地元の食材を使った学校給食を提供し、食材への関心を高めます。
3	栄養相談	栄養相談（離乳食・幼児食相談等）を行い、保護者の食事に関する悩みに対応します。また、管理栄養士がおやつと食事のあり方についての指導・相談を行います。

（４）小児保健医療体制の充実

No	事業名	内容
1	かかりつけ医の普及	子どもの日ごろからの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、いつでも相談できる「かかりつけ医づくり」を促進します。
2	養育医療	早産児・低出生体重児を対象に、助産師や保健師による家庭訪問を実施し、医療機関と連携しながら発育や発達、育児に関する指導に努めます。

２ 生きる力を育む教育の充実

子どもの学びの出発点は家庭教育であり、同時に、保護者も不安なく子どもを育てることが重要です。また、夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図り、父親が子育てに参加しやすい環境づくりにも努めます。

（１）家庭教育の支援

No	事業名	内容
1	相談窓口の充実	こども家庭センターが子育ての相談窓口となり、様々な相談に対応します。
2	子育て講座の開催	家庭における子どもの教育のあり方について、保護者が学ぶ機会を設け、家庭教育の向上につなげます。
3	ブックスタート事業	３・４か月健診時に、絵本の読み聞かせを行いながら絵本をプレゼントし、絵本を介して親子の心のふれあいを持つきっかけをつくれます。

（２）乳幼児教育の充実

No	事業名	内容
1	ウッドスタート事業 ★	出生届提出時に木製おもちゃを贈呈し、幼い頃から木のぬくもりを感じながら豊かな心を育む「木育」に取り組みます。
2	保育士等の研修	保育士等が研修へ積極的に参加しやすい環境を整え、より専門的で実践的な知識の習得に努めます。
3	保育園・認定こども園・小学校の連携強化	保育園・認定こども園・小学校の交流・情報交換の場を設け、子どもの成長過程を踏まえた切れ目のない支援を行います。
4	英語教育の推進 ★	乳幼児が英語を楽しむことができるイベント等を開催し、英語教育を推進します。

（３）ともに子育てを担う意識の醸成

No	事業名	内容
1	親となるための意識啓発	家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めます。
2	出前講座「いのちの誕生のお話」	小学校２年生と中学校２年生を対象に保健師と助産師が学校に出向き、生命の誕生する過程や生命の誕生に寄せる家族の思いを伝えることで、自分の存在の大切さや親になるということ、互いを思いやる気持ちの大切さを知ってもらいます。

３ 子どもの居場所と子どもを守り育てる活動

地域において、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、地域の団体やボランティア等が行う子どもを守り育てる活動を支援します。

（１）子どもの安心・安全な居場所の提供

No	事業名	内容
1	児童館の開設	児童に健全な遊びと豊かな情操を与え、健康増進を図る拠点施設として、児童館の開設を検討します。
2	放課後子ども教室	放課後に子どもたちが安心して集い、地域の方々との交流や遊びを通していきいきと活動できる居場所や機会を提供します。
3	学童保育所 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対して、保育の場を提供し、健全な育成を図ります。
4	既存施設の開放と利用促進	地域への体育館など学校施設の開放を積極的に進めます。 認定こども園・保育園の園庭開放等については、利便性と安全性に配慮して進めます。

No	事業名	内容
5	子ども食堂の推進	地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや保護者に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂の設置・運営支援等を行います。
6	不登校児童生徒の支援 ★	不登校状態にある児童生徒の学校復帰を支援し、社会的自立をサポートする施設である「教育支援センター」を定住自立圏構想の構成市町村（富岡市・下仁田町・南牧村）で共同運営します。また、不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

（２）子どもを守り育てる活動

No	事業名	内容
1	子ども会活動等の支援	子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、地域の子ども会が行うボランティアや地区活動を支援します。
2	スポーツ少年団活動の促進	青少年の健全育成や子どもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動に対する支援を進めます。
3	活動団体等への支援	各地区の活動団体等が、子どもに関する活動を活発に実施できるよう支援します。
4	読書ボランティア養成講座、読み聞かせ活動	読書ボランティア養成講座を開催し、受講者が読書ボランティアとして、読み聞かせの活動など子どもと本を結ぶ様々な環境づくりに取り組みます。また、受講したボランティアが子どもたちに読書の喜びや楽しさを伝えることができるように、それぞれの学校・施設等で活動を行います。
5	子どもを対象とした各種講座・イベントの開催	公民館やコミュニティセンター「ら・ら・かんら」等で子どもや親子で参加できる各種講座やイベントを開催します。また、地域文化・芸能の伝承の継続を重視した取り組みを行います。
6	スポーツを通じた世代間交流の促進	世代間交流を図ることを目的として、子どもから大人まで誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ教室・大会を開催します。



基本目標 2 にこにこと 子どもを育てるまち

1 子育て家庭全般への子育て支援の充実

核家族化の進展、共働き家庭の増加により子育て支援サービスの重要性が増しています。子育てに関する情報提供、保護者の負担軽減、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進などに取り組み、子育て支援の充実を図ります。

（１）子育てに関する情報提供の充実

No	事業名	内容
1	広報紙・ホームページ・SNS の活用 ◆	子育てをしている保護者やこれから子どもを持ちたいと考えている人が、子育てや教育に関する必要な情報を得られるように、「広報かんら」や「町ホームページ」の充実を図ります。また、SNS など様々な方法での情報発信を検討します。
2	パンフレット等の作成・配布	町の子育て支援サービスや子育て関連施設などをまとめたパンフレット等の作成・配布を進めます。また、町ホームページ等に掲載し、より多くの人への情報提供を図ります。

（２）子育ての精神的・身体的負担の軽減

No	事業名	内容
1	こども家庭センターでの相談支援 ◆	相談や家庭訪問、産後ケアや産後サポート事業などを通して、保護者の子育てに対する不安や悩みを傾聴し、必要なサービスや情報を提供します。
2	地域子育て支援センター事業	主に乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場所（施設）を常設し、子育て関連の情報提供や相談・イベント等を実施します。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や団体等と連携して、地域での子育て支援活動を実施します。
3	子育てサークル活動の支援	子育てサークルに活動場所の提供や各種相談支援を行い、子育て家庭同士の交流による支え合い助け合う関係づくりを支援します。
4	子育てサポーターの養成と活用	子育て経験のある方などを対象に研修等を開催し、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う「子育てサポーター」を養成します。

（３）多様なニーズに応じた保育サービスの実施

No	事業名	内容
1	延長保育事業	保護者の就労等で通常保育の時間を超えた保育が必要な場合、認定こども園や保育園において延長保育を実施します。
2	休日保育事業 ★	利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育事業の実施について検討を行います。
3	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難な乳幼児について、保育園、子育て支援センター等において必要な保育を行います。
4	ファミリーサポートセンター事業 ★	乳幼児や小学生の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。（定住自立圏構想の構成市町村である富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町で共同運営）
5	病児・病後児保育事業 ◆	病気又は病気の回復期など、集団保育が困難な時期にある子どもを、病児・病後児保育室において看護師等が一時的に保育、看護を行います。

（４）子育ての経済的支援

No	事業名	内容
1	妊婦のための支援給付 ★	妊娠届出時に保健師・助産師と面談をした後と出生後の新生児訪問等で保健師・助産師と面談をした後に、それぞれ給付金を支給します。
2	出産祝金 ★	出産者に出産祝い金として商品券を支給します。
3	国保出産育児一時金 ★	国民健康保険の加入者が出産したときに一時金を支給します。
4	産前産後期間の国保税軽減★	出産予定の人又は出産した人の国民健康保険税の所得割額と均等割額を一定期間減額します。
5	国民健康保険子育て世帯支援事業補助金 ★	子どもにかかる国民健康保険税の均等割額を補助します。
6	医療費の助成 ★	子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成します。
7	児童手当 ★	子どもの養育者に対して児童手当を支給します。
8	家庭子育て世帯応援金 ★	認定こども園・保育園等に通園していない0歳から満3歳児のいる子育て世帯に商品券を支給します。
9	幼児教育・保育の無償化 ★	認定こども園・保育園等を利用する3歳から5歳児の保育料の無償化を実施します。
10	保育料減免事業 ★	第2子以降の子どもにかかる認定こども園（保育部分）・保育園等の保育料・延長保育料を免除します。（延長保育料は町内の園に限る）また、事業の更なる拡充について検討します。

No	事業名	内容
11	給食費無料化 ★	町内の認定こども園・保育園・小中学校の給食費を無料化します。
12	入学応援金 ★	小学校・中学校・高校入学時に入学応援金を支給します。
13	学童保育所保育料の減額 ★	学童保育所を同時に2人以上が利用する場合、2人目以降の月額保育料を減額します。
14	英検受験料補助金 ★	中学生の英検受験料を補助します。

(5) 多様な働き方の実現

No	事業名	内容
1	育児休業制度の定着促進	共働き世帯が増加しているなか、男女が協力して子どもを産み育てられる家庭を築けるよう、育児休業制度の定着促進や、男女がともに育児休業を取得しやすい職場、復職時の勤務環境への配慮など、企業に対して理解と協力を求めます。
2	労働時間短縮等の促進	関係機関と連携しながら、労働時間の短縮やフレックスタイムの導入など柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行います。
3	就労支援事業	ハローワークと連携し、就職・転職活動へのサポートや、就労に必要な技能を身につける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努めます。

2 特に援助を必要とする家庭への支援

ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭、経済的困窮をかかえる家庭等、特に援助を必要とする家庭への支援を実施し、支援を必要とする子どもやその保護者に、障害や「生まれた家庭」の状況や経済力に左右されることなく生活基盤を構築できる条件を整備していきます。

(1) ひとり親家庭への支援

No	事業名	内容
1	自立支援の促進 ★	ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図るため、生活援助制度の利用促進と各種手当の周知を行います。
2	児童扶養手当 ★	ひとり親家庭等に、その所得に応じ手当を支給します。
3	医療費の助成 ★	ひとり親家庭等の親と子どもに対し、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

(2) 障害のある子どもと家庭への支援

No	事業名	内容
1	特別児童扶養手当 ★	心身に障害のある子どもを養育している保護者に対して手当を支給します。
2	補聴器購入等の助成 ★	軽度及び中度の難聴児に対し、補聴器の購入、更新及び修理費用の一部を助成します。
3	育成医療 ★	身体に障害のある子どもに対し、治療により生活能力を獲得するために行われる手術等の医療費の一部を助成します。
4	障害児保育	通園と集団保育が可能な障害児について、認定こども園・保育園において保育を実施します。また、専門スタッフが適切な対応に関する技術的な助言（コンサルテーション）を行います。
5	早期療育支援体制の充実 ★	特性のある子どもの発見や特性に応じた支援の充実に図り、小学校へのスムーズな移行を行うため5歳児巡回相談を実施します。
6	療育支援の場の拡充 ★	児童発達支援サービスや放課後等デイサービスなど、障害のある子どもの受け入れ体制の整備を拡充します。また、児童発達センターを中心とした障害のある子どもへの支援体制を強化します。
7	学習環境の整備 ★	障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の環境整備を促進します。
8	特別支援教育就学援助費 ★	特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、所得に応じて学用品費等の一部を支給します。
9	特別支援学校就学援助費 ★	県立特別支援学校就学者に対し補助金を支給します。

(3) 子どもの貧困対策の推進

No	事業名	内容
1	学習支援 ★	学習の機会に恵まれない生活貧困世帯の子どもに対し、学習の場や機会を提供し、学力向上や高等学校への進学を支援することにより貧困の連鎖を防止します。
2	要保護準要保護就学援助費 ★	小中学校に通学している児童生徒の保護者で、経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。
3	受験料・模擬試験料補助 ★	経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対して、大学等受験料及び模擬試験料の補助を行います。
4	ヤングケアラーへの支援 ★	ヤングケアラーの早期把握に努め、家事援助などのヘルパー派遣により家庭の負担軽減を図ります。

基本目標 3 みんなで 子どもを育むまち

1 安心・安全な生活環境の整備

道路や公園、公共施設など、子どもや子育て世代をはじめ、誰もが安心して快適に外出できる環境づくりが求められています。

公園や公共施設の整備、交通・防犯対策、自然災害対策を推進し、親子が安心して暮らせる環境整備に努めます。

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

No	事業名	内容
1	公園等の適切な維持・管理	公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、利用者の意見を取り入れ安全に利用できる公園の維持を進めます。
2	公共施設等へ子ども用設備の整備促進 ★	公共施設等へ授乳コーナーやおむつ替えコーナー、子ども用補助便座等の設置を進めます。

(2) 子どもの安全の確保

No	事業名	内容
1	通学路の安全確保	グリーンベルトや歩きやすい側溝の設置、通学路を中心とした舗装の更新などにより安全な道路環境の整備を推進します。また、通学路の安全点検を定期的に行い児童生徒の安全確保に取り組みます。
2	交通安全教室	自らの生命を交通事故から守る技能及び知識を身につけるため、発達段階に応じた指導・内容等に配慮した交通安全教室を認定こども園・保育園・小中学校等と連携を図りながら、計画的かつ継続的に開催します。
3	交通安全施設の整備	安全で快適な交通環境の確保を図るため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の維持・整備を行います。
4	誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策	乳幼児健診で防止対策を確認する他、パンフレットの配布や集団指導、個別相談などを開催し、誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策の啓発を行います。
5	地域パトロール活動等の促進	自治組織や防犯関係機関で取り組む地域主体のパトロール・啓発活動を促進します。また、甘楽町安全安心メール等を活用した犯罪情報等の迅速な提供を行い、関係者の情報共有に努めます。
6	防犯教室等の開催	防犯意識の高揚を図るため、防犯教室等を実施し、子どもが犯罪被害の危険から、自らの身を守る能力を培います。

（３）自然災害対策の推進

No	事業名	内容
1	防災訓練	地震や大雨による土砂災害などの自然災害に対し、子どもが適切に対応できる能力を養うために防災訓練を実施します。
2	総合的な防災学習	防災基礎知識を習得するため、消防署見学や社会科・総合的な学習の時間において地域防災の学習を行います。

２ 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

子どもの権利は普遍的な人権の一環として位置付けられ、子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体です。子どもの人権を尊重するとともに子どもの権利擁護の立場から、児童虐待の防止とその対応に努めます。

（１）子どもの権利の尊重

No	事業名	内容
1	子どもの人権尊重	学校での人権教育の推進はもとより、ノーマライゼーションの理念にのっとり、障害のある子ども・障害のない子どもが同じように地域のなかで交流し、生活できるよう理解の促進と権利の尊重を図り、啓発に努めます。
2	人権啓発活動	人権意識の高揚を目的とし、学校や家庭、地域などでの人権教育・啓発を推進します。

（２）児童虐待の防止と対応

No	事業名	内容
1	甘楽町要保護児童対策地域協議会	児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。
2	虐待等に関する相談支援 ★	こども家庭センターにおいて、全ての子ども、妊産婦及び子育て世帯を対象として、虐待相談をはじめとした児童福祉に関する相談支援を行います。
3	児童虐待の予防	町広報や町ホームページにおいて、児童虐待防止について情報を発信し、相談窓口等の周知に努めます。
4	虐待の早期発見と対応	町の福祉・健康・教育部署及び児童相談所など関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見と対応に努めます。通告等により児童虐待の疑いが生じた場合は、子どもの安全確認を迅速に行い、関係機関と連携し適切に対応します。

第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」には就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み及び確保方策等を記載することとされています。量の見込み及び確保方策の設定の対象となる事業は「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■量の見込み及び確保方策の設定の対象となる事業は次のとおりです。

分類	事業
教育・保育	1号認定（満3歳～小学校就学前の子ども：保育の必要性なし）
	2号認定（満3歳～小学校就学前の子ども：保育の必要性あり）
	3号認定（満3歳未満の子ども：保育の必要性あり）
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業（こども家庭センター型）
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
	妊婦に対して健康診査を実施する事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
	夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）
	一時預かり事業（保育園）
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・保育園以外）
	延長保育事業
	病児・病後児保育事業
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）＜就学児のみ＞
	放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	放課後子ども教室
	子育て世帯訪問支援事業 ★
	児童育成支援拠点事業 ★
	親子関係形成支援事業 ★
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★
	妊婦等包括相談支援事業 ★
	産後ケア事業 ★
	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ★
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ★

本計画では、第2期計画との比較を次のように表記しています

★… 新規

2 年齢別児童数の推計

本計画の対象期間（令和 7 年度～11 年度）における将来児童数を、住民基本台帳を元に推計しました。

甘楽町の児童数は年々減少する傾向をたどっており、令和 7 年以降も減少が続くと予想されます。各年の年齢別児童数の推計値は下表のとおりです。

令和 11 年の就学前児童数を 358 人、就学児童数を 478 人、あわせて 11 歳以下の児童数を 836 人と推計しました。

【甘楽町の児童数の推移（実績と推計）】

（単位：人）

	実 績					推 計				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	53	62	52	62	50	53	52	52	51	50
1 歳	70	57	66	55	72	54	58	57	56	56
2 歳	81	71	57	71	68	78	59	62	62	61
3 歳	73	85	72	56	77	70	81	61	64	64
4 歳	87	70	84	71	60	77	70	81	61	65
5 歳	98	90	70	87	72	62	79	72	83	63
小計	462	435	401	402	399	394	399	385	378	358
6 歳	75	98	87	72	95	74	63	81	74	85
7 歳	97	76	97	88	73	96	74	63	82	74
8 歳	99	96	77	97	88	73	96	74	63	82
9 歳	96	100	99	77	99	89	74	97	75	64
10 歳	106	96	101	99	77	99	90	74	97	76
11 歳	94	106	98	102	99	78	100	90	75	98
小計	567	572	559	535	531	508	496	480	466	478
合計	1,029	1,007	960	937	930	903	896	865	844	836

実績：住民基本台帳各年 4 月 1 日現在。推計：コーホート変化率法による推計値。※推計値は小数点以下を四捨五入しているため、合計は表記された数値の合計と一致しない場合があります。

3 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」第 61 条第 2 項では、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定する事が義務付けられています。

本町では、町全域を 1 つの「区域」として捉え、教育・保育の提供体制の確保にあたります。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育給付の認定区分

認定こども園や保育園等の教育・保育施設を利用する場合は、保護者の申請により、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、国が定める 3 つの区分（1・2・3 号）があります。

また、2 号認定と 3 号認定については、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）の 2 区分で保育必要量を認定します。

【認定区分】

認定区分	対象となる子ども	提供施設
1 号認定 (教育給付認定)	満 3 歳～小学校就学前で、幼児期の教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2 号認定 (保育給付認定)	満 3 歳～小学校就学前で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育園
3 号認定 (保育給付認定)	満 3 歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育園 地域型保育施設

【保育必要量】

保育を必要とする（保育必要量）		保育を必要としない	
0～2 歳児	3 号認定	保育標準時間利用（11 時間）	—
		保育短時間利用（8 時間）	
3～5 歳児	2 号認定	保育標準時間利用（11 時間）	1 号認定 教育標準時間利用 (おおむね 4～5 時間)
		保育短時間利用（8 時間）	

- ・標準時間認定：主にフルタイムの就労（1 か月 120 時間以上）を想定
- ・短時間認定：主にパートタイムの就労（1 か月 48 時間以上 120 時間未満）を想定

(2) 教育・保育施設の量の見込み

児童数の推計値と「結婚・子育て支援ニーズ調査」結果、実績値に基づき、教育・保育の量の見込み（必要となる利用定員総数）を推計しました。

各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

【教育・保育の量の見込み】

(単位：人)

		実 績		量の見込み				
		4 年度	5 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
1 号 認 定		55	46	30	30	30	30	30
2 号 認 定		142	142	169	171	172	172	171
3 号 認 定	0 歳	25	32	32	32	32	32	32
	1 歳	45	44	45	45	45	46	44
	2 歳	35	52	52	53	53	52	52
	合計	105	128	129	130	130	130	128
合 計		302	316	328	331	332	332	329

※実績欄の各年度の数値は年度末現在

【施設別の想定利用人数】

(単位：人)

		実 績		量の見込み				
		4 年度	5 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
認定こども園	0 歳児	14	17	17	17	17	16	16
	1 歳児	28	26	27	27	27	28	28
	2 歳児	17	34	32	32	32	32	32
	3 歳児	44	27	44	44	44	43	43
	4 歳児	50	45	46	46	46	46	46
	5 歳児	23	51	45	46	46	46	46
	合計	176	200	211	212	212	211	211
保育園	0 歳児	11	15	15	15	15	16	16
	1 歳児	17	18	18	18	18	18	16
	2 歳児	21	19	20	21	21	20	20
	3 歳児	15	24	20	20	21	21	20
	4 歳児	23	17	21	21	21	21	21
	5 歳児	39	23	23	24	24	25	25
	合計	126	116	117	119	120	121	118
【合計】	0 歳児	25	32	32	32	32	32	32
	1 歳児	45	44	45	45	45	46	44
	2 歳児	38	53	52	53	53	52	52
	3 歳児	59	51	64	64	65	64	63
	4 歳児	73	62	67	67	67	67	67
	5 歳児	62	74	68	70	70	71	71
	利用者合計	302	316	328	331	332	332	329
	0～5 歳 児童数	401	402	394	399	385	378	358
	利用率	75.3%	78.6%	83.2%	83.0%	86.2%	87.8%	91.9%

※実績欄の各年度の数値は年度末現在

(3) 確保の方策

「量の見込み」に対応するよう、「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

1) 教育・保育施設

			児 童 数					
			1 号	2 号	3 号	3 号内訳		
						0 歳	1 歳	2 歳
令和 7 年度	量の見込み ①		30	169	129	32	45	52
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	30	169	106	21	37	48
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
	②－①		0	0	-23	-11	-8	-4
令和 8 年度	量の見込み ①		30	171	130	32	45	53
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	30	169	136	33	49	54
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
	②－①		0	-2	6	1	4	1
令和 9 年度	量の見込み ①		30	172	130	32	45	53
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	30	169	136	33	49	54
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
	②－①		0	-3	6	1	4	1
令和 10 年度	量の見込み ①		30	172	130	32	46	52
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	30	169	136	33	49	54
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
	②－①		0	-3	6	1	3	2
令和 11 年度	量の見込み ①		30	171	128	32	44	52
	提供体制 ②	特定教育・保育施設	30	169	136	33	49	54
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設						
		確認を受けない幼稚園						
	②－①		0	-2	8	1	5	2

【現状と計画期間の方針】

現状	令和3年度末に町立幼稚園3園及び保育園1園が閉園となり、令和4年度に公私連携・幼保連携型認定こども園1園と公私連携型保育園1園が開園しました。
令和7～11年度	今後、子どもの数は年々減少していく推計となっていますが、女性の労働力率が高い水準で推移していることから、保育ニーズに大幅な減少はないと見込まれます。 利用定員の見直し等により、ニーズ量は段階的に確保できる見込みです。また、利用定員より量の見込みが多い場合は、弾力的運用により児童を受入れる予定であり、待機児童0を維持します。

2) 特定地域型保育事業

①家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。

②小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

③居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。

④事業所内保育事業

事業主が、主として事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する保育施設を、企業内又は事業所の近辺等に設置・運営する事業です。

【現状と計画期間の方針】

現状	該当事業がありません。
令和7～11年度	需要の状況に応じて、事業者からの申請に基づき設置します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1	1	1
確保方策（か所）			1	1	1	1	1

【現状と計画期間の方針】

現状	令和6年10月に「甘楽町子育て世代包括支援センター」から「甘楽町こども家庭センター」に移行し、母子保健機能と児童福祉機能の連携・協働により切れ目のない相談支援を実施しています。
令和7～11年度	甘楽町こども家庭センターを中心に、継続して事業を実施していきます。



（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶなかで情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人回）	368	425	430	430	430	430	430
確 保 方 策（か所）			1	1	1	1	1

【現状と計画期間の方針】

現状	甘楽町子育て支援センターが子育て世代の情報交換、交流の拠点として、主に乳幼児を持つ保護者をサポートしています。
令和 7～11 年度	甘楽町子育て支援センターを中心に、継続して事業を実施していきます。

（３）妊婦に対して健康診査を実施する事業

安全な分娩と健康な児の出生を目的に、妊婦健康診査の費用を負担し定期検診を促す事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人回）	629	592	750	750	750	750	750
確 保 方 策（人回）			750	750	750	750	750

【現状と計画期間の方針】

現状	妊婦に受診券を交付し、町が委託契約を締結した県内医療機関において妊婦が妊婦健康診査を受診しています。 （14 回分）※多胎妊婦には更に 5 回分加算あり
令和 7～11 年度	継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

保健師・保健推進員・助産師が生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人）	60	49	53	52	52	51	50
確 保 方 策（人）			53	52	52	51	50

【現状と計画期間の方針】

現状	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。 専門職として保健師・助産師が、地域の支援者として保健推進員が対象親子の状況に応じて訪問しています。
令和７～11 年度	継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人）	－	－	2	2	2	2	2
確 保 方 策（人）			2	2	2	2	2

【現状と計画期間の方針】

現状	乳児家庭全戸訪問等で経過観察が必要な家庭には、保健師や助産師が訪問し養育に関する専門的指導・助言を行っていますが、本事業としては実施していません。
令和７～11 年度	養育支援が特に必要な家庭に保健師や助産師が訪問し、支援を行います。

（６）子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の２事業から構成されます。

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合や育児不安・育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	－	－	3	3	3	3	3
確 保 方 策（人日）			3	3	3	3	3

【現状と計画期間の方針】

現状	該当事業がありません。
令和 7～11 年度	広域利用等を検討し、実施に向けて取り組みます。

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由で平日の夜間や休日に不在となり、家庭で子どもを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、子どもを児童養護施設等で保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	－	－	2	2	2	2	2
確 保 方 策（人日）			2	2	2	2	2

【現状と計画期間の方針】

現状	該当事業がありません。
令和 7～11 年度	広域利用等を検討し、実施に向けて取り組みます。

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点等において必要な保育を行う事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	975	4,039	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確 保 方 策（人日）			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

【現状と計画期間の方針】

現状	町内の公私連携・幼保連携型認定こども園（1 園）で在園児（1 号認定子ども）を対象に実施しています。
令和 7～11 年度	継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

② 一時預かり事業（保育園）

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	51	8	50	50	50	50	50
確 保 方 策（人日）			50	50	50	50	50

【現状と計画期間の方針】

現状	町内の公私連携型保育園（1 園）で実施しています。
令和 7～11 年度	継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

③ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・保育園以外）

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	82	212	206	206	206	206	206
確 保 方 策（人日）			206	206	206	206	206
地域子育て支援拠点 （子育て支援センター）	76	206	200	200	200	200	200
ファミリーサポートセンター （未就学児のみ）	6	6	6	6	6	6	6

【現状と計画期間の方針】

現状	地域子育て支援拠点（子育て支援センター）で未就学児の一時預かり事業を実施しています。また、定住自立圏構想の構成市町村（富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町）でファミリーサポートセンターを共同運営し、乳幼児や小学生の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。
令和 7～11 年度	継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

（８）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、認定こども園・保育園等で通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人）	106	86	110	110	110	110	110
確 保 方 策（人）			110	110	110	110	110

【現状と計画期間の方針】

現状	在園児に対し、通常の保育時間の前後に延長保育を実施しています。実施内容は園によって異なります。
令和 7～11 年度	継続して事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

（９）病児・病後児保育事業

子どもが病氣中や病氣からの回復期にあって、家庭で保育ができないときに、専任看護師等を配置し、保育園等に付設された専用スペースにおいて保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	－	40	50	50	50	50	50
確 保 方 策（人日）			50	50	50	50	50

【現状と計画期間の方針】

現状	令和 5 年度よりかんら保育園敷地内に病児・病後児保育室を開設し、事業を実施しています。
令和 7 ～11 年度	周知方法や利用しやすい運営方法を検討し、利用者の利便性向上を図りながら事業を実施していきます。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

＜就学児のみ＞

乳幼児や小学生の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

※ここでは、就学児のみを対象としており、未就学児については（７）一時預かり事業の③一時預かり事業（幼稚園Ⅰ型・保育園以外）で対象としています。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（人日）	0	0	3	3	3	3	3
確 保 方 策（人日）			3	3	3	3	3

【現状と計画期間の方針】

現状	令和 4 年度より定住自立圏構想の構成市町村（富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町）でファミリーサポートセンターを共同運営しています。
令和 7 ～11 年度	定住自立圏構想の構成市町村でファミリーサポートセンターを共同運営していきます。

(11) 放課後児童対策

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後における児童の健全な育成と子育て支援を図ります。

① 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、安心・安全な居場所を提供するとともに、遊び等を通じて児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

		実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
		4 年度	5 年度					
量の見込み（利用者数）		87	107	103	103	103	103	103
	低学年（1～3年）	72	86	85	85	85	85	85
	高学年（4～6年）	15	21	18	18	18	18	18
	確保方策（利用者数）			103	103	103	103	103
	確保方策（施設数）			3	3	3	3	3
	低学年（1～3年）			85	85	85	85	85
	高学年（4～6年）			18	18	18	18	18

【現状と計画期間の方針】

現状	令和4年度より、学童保育所を各小学校区（3か所）に設置しています。 放課後子ども教室と連携し、「校内交流型（※）」で実施しています。
令和7～11年度	児童・保護者の利便性向上のため、学童保育所及び放課後子ども教室の運営方法を検討し、引き続き事業を実施していきます。

※ 放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼びます。「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼びます。

② 放課後子ども教室事業

放課後に小学校の空き教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、遊びや学習、体験活動等の取り組みを実施する事業で、希望する全ての児童が参加することができます。

【量の見込みと確保方策】

	実 績		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	4 年度	5 年度					
量の見込み（か所）	3	3	3	3	3	3	3
確 保 方 策（か所）			3	3	3	3	3

【現状と計画期間の方針】

現状	各小学校区（3 か所）で実施しています。 学童保育所と連携し、校内交流型で実施しています。
令和7～11 年度	児童・保護者の利便性向上のため、学童保育所及び放課後子ども教室の運営方法を検討し、引き続き事業を実施していきます。

（12）子育て世帯訪問支援事業 ★

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
量の見込み（人日）	3	3	3	3	3
確 保 方 策（人日）	－	3	3	3	3

【現状と計画期間の方針】

現状	令和4年児童福祉法改正により新たに創設された事業です。同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。本町では該当事業がありません。
令和7～11 年度	事業の運営方法等を検討し、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

(13) 児童育成支援拠点事業 ★

養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安心・安全な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	—	—	—	—	—

【現状と計画期間の方針】

現状	令和4年児童福祉法改正により新たに創設された事業です。同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。本町では該当事業がありません。
令和7～11年度	今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ検討していきます。

(14) 親子関係形成支援事業 ★

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設けるなど必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【量の見込みと確保方策】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	—	—	—	—	—

【現状と計画期間の方針】

現状	令和4年児童福祉法改正により新たに創設された事業です。同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。本町では該当事業がありません。
令和7～11年度	今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ検討していきます。

（15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★

認定こども園及び保育園等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）	－	36	36	36	36
確保方策（人日）	－	36	36	36	36

【現状と計画期間の方針】

現状	令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業です。令和8年度の本格始動を前に全国各地でモデル事業の実施や体制づくりが進められています。
令和7～11年度	今後、国の動向などを踏まえて、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

（16）妊婦等包括相談支援事業 ★

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（回）	240	240	240	240	240
確保方策（回）	240	240	240	240	240

【現状と計画期間の方針】

現状	令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業です。
令和7～11年度	保健師又は助産師による面談の実施等により、必要な情報提供や相談に応じ、切れ目のない支援に取り組めます。

(17) 産後ケア事業 ★

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）	54	57	60	63	66
確保方策（人日）	54	57	60	63	66

【現状と計画期間の方針】

現状	令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、新たに創設された事業です。
令和7～11年度	希望する全ての産婦が利用できるよう日帰り型、宿泊型、訪問型の産後ケア事業を提供します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ★

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

低所得者の負担軽減策の一つとして検討をしていきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ★

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、町の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

6 その他の推進方策

（１）産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設等の計画的な整備を図ります。

（２）幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

本町では、令和４年度に公私連携・幼保連携型認定こども園が開園し、子どもたちが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育の一体的提供を行っています。今後も、認定こども園における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

（３）質の高い教育・保育の推進

① 認定こども園・保育園と小学校との円滑な接続の推進

小学校入学にあたり子どもや保護者が抱く期待や不安に対して、子どもの発達や学びは連続しているという観点から、認定こども園、保育園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

② 職員の連携、質の向上に対する支援

施設間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

また、認定こども園、保育園及び町で情報を共有し、協力体制を構築するなど、相互連携に努めます。

（４）外国人の子どもへの支援・配慮 ★

教育・保育施設等において外国人幼児や両親が国際結婚の幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう理解と配慮の促進に努めます。

第6章 計画の推進

1 分野別の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、親は次代を担う子どもを育ていく第一義的責任を負っており、その役割は重大です。

親は、子どもを養育する主体者である自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていくことに努めます。

(2) 学校及び児童福祉施設等の役割

学校、認定こども園、保育園、児童館等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を持っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや子育て支援の拠点としての役割を展開します。

(3) 事業所の役割

少子化が進む中、ワーク・ライフ・バランスを実現させるため、事業所にとっても避けて通れない課題であり、働く人が仕事と子育てを両立させ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

(4) 町民及び地域自治組織等の役割

町民や地域自治組織等は、子育てを地域全体で担わなければならないことを共有し、日常のふれあいを通じて子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚ができるよう、それぞれの個人や団体が持つ特性、専門的機能や技術を発揮して、家庭の子育てを応援する役割を積極的に果たすよう努めます。

(5) 町の役割

国、県との緊密な連携のもとに、全ての子どもが健やかに生まれ育つ環境と、子どもの自立を実現するため、サービスの質の確保や人材のスキルアップを図る中で、町民・家庭・認定こども園・保育園・学校・地域自治組織・事業所等の調整役として、各施策を総合的・計画的に展開します。

2 推進体制等の整備

（１）関係機関・団体及び町民との連携

本計画は、国や県との連携や協力はもちろん、各関係機関及び町民の参画による協力システムの充実を図り、行政の持つさまざまなノウハウを関係各団体等と共有し、総合的な施策の実現を図るものとします。

（２）実施状況の点検・評価

本計画の実現に向けて、子ども、家庭の要望や地域環境の変化に応じて適宜見直しを図る必要があります。このため、子ども・子育て審議会において、計画の実施状況を点検し評価します。

また、評価に伴い、事業計画の検討や見直しを行います。

（３）関連分野に関する施策や事業の調整

本計画の実現に向けて、関連施策や事業を横断的に調整し、他職種・他制度による課題解決を目指します。

また、施策を総括する部署により、計画の進捗状況を把握し、事業が効果的に実施されるよう配慮します。

（４）情報提供体制の充実

本計画は、子どもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、町民をはじめ地域や関係団体など社会全体が連携して支援をしていこうとするものです。

このため、計画の内容を広く町民に理解してもらうために、町広報や町ホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。



資料編

1 甘楽町子ども・子育て審議会

(1) 甘楽町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略)

	委員区分	機関名	職名	氏名
1	1号委員 (学識経験者)	甘楽町議会	議長	◎ 白石 豊樹
2		甘楽町議会 社会産業常任委員会	委員長	吉田 恭介
3		甘楽町区長会	会長	新井 淳司
4	2号委員 (関係団体の推薦)	甘楽町小中学校 PTA 連絡協議会	会長	山内 賢一
5		認定こども園 めぶきの森かんら保護者会	会長	浅川 恵
6		かんら保育園保護者会	会長	木暮 恵
7		新屋学童保育所保護者会	会長	野口 希沙来
8	3号委員 (子どもの保護者)	公募		勅使河原 澄代
9	4号委員 (町長が認める者)	甘楽町教育委員会	教育長 職務代理者	○ 松井 勉
10		甘楽町校長会	会長	中島 剛
11		民生委員児童委員協議会	会長	高橋 勝利
12		民生委員児童委員協議会 主任児童委員	代表	新井 順子
13		甘楽町社会福祉協議会	会長	牛木 義
14		認定こども園 めぶきの森かんら	園長	矢野 勅仁
15		かんら保育園	園長	妙見 良子

◎：会長 ○：副会長

（２）会議の開催状況（検討の経緯）

開 催 日		主 な 内 容
第 1 回	令和 6 年 6 月 20 日	(1) 甘楽町子ども・子育て審議会について (2) 結婚・子育て支援ニーズ調査について (3) その他
第 2 回	令和 6 年 10 月 30 日	(1) 第 2 期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について (2) 結婚・子育て支援ニーズ調査結果の報告について (3) 第 3 期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (4) 甘楽町保育施設入所調整基準表について (5) その他
第 3 回	令和 6 年 12 月 18 日	(1) 第 3 期甘楽町子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) その他
第 4 回	令和 7 年 2 月 7 日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第 3 期甘楽町子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) その他

2 第2期甘楽町子ども・子育て支援事業計画の実施状況と具体的取り組み

■ 基本目標 1 いきいきと 子どもが生まれ育つまち

(1) 親と子のこころとからだの健康支援

項 目	事業概要	実施状況
妊娠届出時健康相談	プライバシーの確保された安心できるスペースで、母子健康手帳や各種受診券を交付。アンケートをもとに妊婦の課題を見つけ子育て支援プランを策定する。 ※妊娠 11 週以下での届出を推進	R2:58 人(54 人) R3:73 人(73 人) R4:47 人(45 人) R5:57 人(53 人) ※()は妊娠 11 週以下での届出数
母親学級	保護者が自信を持って育児ができるよう、妊婦同士の交流や情報交換の場を通して不安の解消を図る。父親の育児参加を促す。	参加者数(延べ数) ※年 3 コース(1 コース 4 回) R2:妊婦 58 人・夫 40 人 R3:妊婦 72 人・夫 5 人 R4:妊婦 47 人・夫 10 人 R5:妊婦 58 人・夫 8 人
産婦健診・産後ケア	出産医療機関との連携により産婦健診を行い産後うつへの早期対応を行う。 支援が必要なケースは産後ケア等で対応する。 産後ケア利用時に医療機関までの運転ができない場合は、タクシー料金の補助を行う。	<u>産婦健診【2 週間/1 か月健診】</u> ※産婦 1 人につき 2 回分助成 R2:58 件/44 件、R3:46 件/52 件 R4:55 件/61 件、R5:44 件/45 件 <u>産後ケア事業利用件数(延べ数)</u> R2:デイ 7 件/宿泊 1 件/アウトリーチ 3 件(タクシー利用 3 件) R3:デイ 4 件/宿泊 0 件/アウトリーチ 3 件(タクシー利用 1 件) R4:デイ 1 件/宿泊 3 件/アウトリーチ 2 件 R5:デイ 3 件/宿泊 7 件/アウトリーチ 5 件
不妊治療・不育症治療対策の充実	県と連携して「群馬県特定不妊治療費助成事業」「甘楽町不妊治療費助成事業」「甘楽町不育症治療費助成事業」の紹介、PRに努め、不妊治療を行う人への経済的な支援に努める。	<u>不妊治療費助成</u> R2:14 件、R3:11 件、R4:21 件、R5:15 件 <u>不育症治療</u> R2~R5:0 件 ※令和 5 年度より不妊治療にかかった医療費の同一年度内限度額を 35 万円に引き上げ
乳幼児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐとともに、乳児の健全育成を図る。支援の必要な乳幼児、家庭に対して随時家庭訪問を行う。	R2:58 人 R3:55 人 R4:61 人 R5:60 人
乳幼児健康診査	医師の診察により疾患の早期発見を行うほか、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士が子どもの健康状態・発育・成長に応じた助言・指導・支援を行う。 健康診査未受診者には、電話や家庭訪問で必ず状況を把握し、必要な指導を行う。	受診率 【3~4 か月児】 R2:98.5%、R3:100%、R4:100%、R5:98.1% 【9~10 か月児】 R2:98.4%、R3:100%、R4:100%、R5:98.4% 【1 歳 6 か月児】 R2:97.3%、R3:100%、R4:96.2%、R5:97.0% 【3 歳児】 R2:100%、R3:100%、R4:100%、R5:100%

項 目	事業概要	実施状況
健康相談(乳幼児保健指導数)	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士が、発育・発達・育児・母乳・栄養・歯科等の相談支援を行う。 24 時間年中無休の電話相談「かんら健康ダイヤル 24」で、休日夜間の相談にも対応可能。	乳児保健指導数(延べ数) R2:169 人、R3:223 人 R4:291 人、R5:216 人 幼児保健指導数(延べ数) R2:139 人、R3:116 人 R4:115 人、R5:147 人 かんら健康ダイヤル 24 R4 年度からは富岡市甘楽郡合同で実施となり、「健康ダイヤル 24」に名称変更
産後サポート事業 (赤ちゃん教室)	月齢の近い乳児(0～11 か月児)を持つ母親や家族を対象に、助産師・保健師が相談支援を行う。仲間づくりを支援し、母親の孤立化を防ぐ。	参加数(延べ数) R2:76 組 R3:46 組 R4:40 組 R5:40 組
乳幼児発育・発達支援	子どもに疾病や障害、発育・発達の遅れが疑われた場合、保護者が子どもの状態を受け止め前向きに育児や療育ができるよう支援する。 適切な時期に相談機関・療育機関・医療機関などへの紹介を行う。	あそびの教室 令和 5 年度までは富岡市と合同実施 令和 6 年度より町単独事業として実施 R2:実 5 人・延 15 人 R3:実 3 人・延 15 人 R4:実 3 人・延 12 人 R5:実 5 人・延 17 人 マザー＆チャイルド R2:実 3 人・延 9 人、R3:実 1 人・延 5 人 R4:実 4 人・延 9 人、R5:実 2 人・延 15 人
歯科保健事業の実施	乳幼児期からむし歯予防を生活習慣化できるよう支援する。むし歯予防教室や歯科保健指導等を通して歯科保健の大切さを理解してもらい、意識の向上を図る。 希望者へのフッ素塗布・集団洗口や洗口剤の無料配布等、年代や生活環境に応じたフッ素利用でむし歯予防に努める。	● 歯科保健指導 <u>乳児健診:年 12 回</u> R2:127 人、R3:109 人 R4:134 人、R5:113 人 <u>1歳半・3歳児健診:年10回</u> R2:139人、R3:104人 R4:140人、R5:163人 <u>むし歯予防教室:年 12 回</u> R2:340 人、R3:269 人 R4:227 人、R5:244 人 <u>親子歯科指導</u> R2:年 4 園×1 回 延 159 人 R3:コロナのため未実施 R4:年 2 園×1 回 延 106 人 R5:年 2 園×1 回 延 112 人 <u>小中学校歯科指導</u> R2～R5:コロナのため未実施 ● フッ化物洗口説明会参加者 R2・R3 未実施、R4:4 人、R5:9 人、R6:8 人 ● フッ化物利用 R6 年度より、1 歳半・3 歳児健診でもフッ化物塗布を開始 <u>集団フッ化物塗布</u> R2:339 人、R3:267 人 R4:226 人、R5:244 人 <u>集団フッ化物洗口実施数</u> R2:163 人(99.4%)、R3:138 人(98.6%) R4:283 人(99.3%)、R5:132 人(95.7%) 小中学生希望者へのフッ化物洗口剤無料配布
予防接種事業	定期予防接種を確実に接種できる体制整備を行い、疾病の発生・まん延を予防し、子どもの健康の維持・増進を図る。有効な任意接種は、接種費用を助成することで接種率を向上させ疾病予防につなげる。	定期接種 R2: 1,782 人、R3:1,552 人 R4: 2,036 人、R5: 1,788 人 <u>任意接種(おたふくかぜ全額助成)</u> R2: 63 人、R3: 57 人 R4: 49 人、R5: 69 人

項 目	事業概要	実施状況
ブックスタート事業	絵本を介して心ふれあう時間を提供するため 3・4 ヶ月児健診時にボランティアが絵本の読み聞かせを行う。 家庭でも親子のコミュニケーションが深まるよう、読んだ絵本をプレゼントする。	図書館司書の協力を得て実施 R2:52 人 R3:71 人 R4:48 人 R5:67 人
乳幼児期の食育の推進	乳幼児の健康診査や健康相談において、管理栄養士が保護者に対して食に対する正しい知識や望ましい食習慣を伝え、食生活の基礎づくりを行う。 保育園や幼稚園といった集団の場を活用し、楽しく食育を身につける活動を行う。	管理栄養士：乳幼児健診や乳幼児相談にて実施 食改推：親と子の料理教室 学校給食と食に関する知識の提供
栄養相談	栄養相談（離乳食・幼児食相談等）を行う。 管理栄養士によるおやつと食事のあり方についての指導・相談を行う。	乳幼児健診や乳幼児相談にて実施する 他、子育て支援センター利用者からの相談や電話相談にも対応
かかりつけ医の普及	子どもの日ごろからの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、いつでも相談できる「かかりつけ医づくり」を促進する。	・乳幼児訪問指導時に実施 ・3～4か月健診時アンケートで「お子さんのかかりつけの医師はいますか」という回答に「はい」と答えた者の数：100%
養育医療	早産児・低出生体重児を対象に、助産師や保健師による家庭訪問を実施し、医療機関と連携しながら発育や発達、育児に関する指導に努める。	R2:未熟児養育医療費公費負担 0 人 未熟児訪問 1 人 R3:未熟児養育医療費公費負担 0 人 未熟児訪問 0 人 R4:未熟児養育医療費公費負担 4 人 未熟児訪問 4 人 R5:未熟児養育医療費公費負担 0 人 未熟児訪問 1 人

（２）生きる力を育む教育の充実

項 目	事業概要	実施状況
相談窓口の充実	子育て世代包括支援センター（保健センター）が子育ての相談窓口となり、ワンストップで相談に対応する。	・令和 6 年 9 月末までは「子育て世代包括支援センター」、R6 年 10 月からは「こども家庭センター」が子育ての相談窓口となり切れ目のない相談支援に対応 ・「健康ダイヤル 24」で 24 時間健康相談対応
子育て不安への対応	子育て世代包括支援センターが中心となり、関係機関と連携調整しながら保護者の子育てに対する不安に対応する。	定期健康相談を週 2 回実施。電話、来所相談は常時対応。 ※R6 年 10 月、「子育て世代包括支援センター」は「こども家庭センター」に移行 乳幼児相談件数(乳児/幼児) R2:対面 308 人(169 人/139 人) 電話 97 人(76 人/21 人) R3:対面 339 人(223 人/116 人) 電話 156 人(112 人/44 人) R4:対面 406 人(291 人/115 人) 電話 316 人(291 人/115 人) R5:対面 363 人(216 人/147 人) 電話 182 人(108 人/74 人)
子育て講座	子どもの健康の確保や親子関係の円滑化を目的に、ニーズに合った情報・知識・技術の提供を行う。	未実施

項 目	事業概要	実施状況
保育士・幼稚園教諭の研修会	保育士、幼稚園教諭が研修へ積極的に参加しやすい環境を整え、より専門的で実践的な知識の習得に努める。	R2・R3:町立幼稚園・保育園 R4・R5:公私連携型認定こども園・保育園 各種研修会に参加
保育園・幼稚園・小学校の連携強化	多様な保育・教育のニーズに応えるため、協議や交流イベントなどを通じた情報交換により、園と学校の連携を強化し、子どもの成長過程を踏まえた切れ目のない支援を行う。	町内小学校及び園で、情報交換のための会議を年 4 回、園児(年長児)と小学校 1 年生の交流活動を年 2 回実施
親となるための意識啓発	家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努める。	・妊娠届出時、母親学級等で啓発 ・中学校 2 年生を対象に「いのちの誕生のお話」の中で啓発
出前講座「いのちの誕生のお話」	小学校2年生と中学校2年生を対象に保健師と助産師が学校に出向き、生命の誕生する過程や生命の誕生に寄せる家族の思いを伝えることで、自分の存在の大切さや親になるということ、互いを思いやる気持ちの大切さを知ってもらう。	小学校 2 年生と中学校 2 年生を対象に学校と連携し毎年実施

■ 基本目標 2 にこにこと 子どもを育てるまち

(1) 地域で支え合う子育ての推進

項 目	事業概要	実施状況
情報提供の充実	健康課・子育て世代包括支援センターを中心に、各課と連携して子育て支援についての情報を共有し、各種サービスや制度についてのさまざまな情報を提供する。	子育て世代包括支援センター(R6 年 10 月からはこども家庭センター)が中心となり情報提供を実施
広報紙・ホームページの活用	子育てをしている保護者やこれから子どもを持ちたいと考えている人が、子育てや教育に関する必要な情報を得られるように、「広報かんら」や「町ホームページ」の充実を図る。	・町広報紙及び町ホームページに子育てに有用な制度、イベント等についての情報を随時掲載 ・町広報紙で「教育の広場」を連載
パンフレット等の作成・配布	町の子育て支援サービスや子育て関連施設などをまとめたパンフレット等の作成・配布を進める。	未実施
子ども会活動の支援	子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、地域の子ども会が行うボランティアや地区活動を支援する。	・町子ども会育成団体連絡協議会へ補助金を交付 ・各小学校区の子ども会(パワフル子ども会等)の支援
スポーツ少年団活動の促進	青少年の健全育成や子どもたちの居場所づくりの機会を確保するため、スポーツ少年団の育成・活動に対する支援を進める。	スポーツ少年団数 R5:9 団体(総会時) R6:8 団体(総会時)
交流イベントの開催	各地区の活動団体が、年間を通して活発に活動できるよう、補助事業の活用を促進する。 町内 4 地区の生涯学習推進協議会の活動を支援する。	・4 地区の生涯学習推進協議会へ補助金を交付し、地区毎に活動を実施 ・町生涯学習推進協議会視察研修を年 1 回実施

項 目	事業概要	実施状況
子ども食堂の開催	地域やボランティアの人たちと一緒に食事をする機会を作り、子どもの孤食解消、居場所作りに努める。	未実施
ボランティアについて学べる機会の提供	ボランティア活動への参加促進のため、各種講座の開設等によりボランティアの育成に努める。	放課後子ども教室のボランティアサポーターの研修を毎年 3 回実施
読書ボランティア養成講座、読み聞かせ活動	読書ボランティア養成講座を開催し、受講者が読書ボランティアとして、読み聞かせの活動など子どもと本を結ぶ様々な環境づくりに取り組む。 受講したボランティアが子どもたちに読書の喜びや楽しさを伝えることができるよう、それぞれの学校・施設等で活動を行う。	・図書館において読み聞かせの会との共催による読み聞かせを年 4 回開催 ・子育て支援センター「さくらんぼ」(民児協主催)で司書による読み聞かせ年 6 回開催 ・子育て支援センター「ポポラの日(みんなで集うの意)」で司書による絵本紹介。ブックトーク年 6 回開催

(2) 子育て家庭全般への子育て支援の充実

項 目	事業概要	実施状況
延長保育	保護者の勤務形態に対応し、保育園において、通常の保育時間を超えた保育の実施を検討する。	・町立保育園で、延長保育の時間を拡充して実施 ・R4 年度からは公私連携型認定こども園・保育園で実施
障害児保育	医師や看護師・保健師・理学療法士等の専門家の指導を受けながら、障害のある子どもの受け入れ体制の整備を検討する。	保健師等が園を訪問し、コンサルテーションを実施
一時保育・一時預かり事業	保育園の入所要件に満たないが、断続的に保育が必要となる児の一時保育のほか、保護者のリフレッシュなどにも利用できる子育て支援センターでの一時預かり事業を実施し、保護者の心理的・身体的な負担の軽減を図る。	・子育て支援センター(にこにこキッズかんら)で一時預かりを実施 ・町立保育園で月曜から土曜日まで一時保育を実施 ・R4 年度からは公私連携型かんら保育園で一時預かり保育を実施
病後児保育	子どもの病気のため、仕事を持つ親が職場を長期的に休まなければならなくなったケースに対応し、回復期における子どもの保育の実施について、医療機関、広域圏での対応も含めて検討する。	R5 年度より、かんら保育園敷地内に病児病後児保育室を設置 R5 利用者:45 名
学童保育所 (放課後児童クラブ)	小学生の放課後支援として、学童保育所(放課後児童クラブ)を小学校区に 1 か所設置する。放課後、就労などにより保護者が自宅にいない小学生の家庭を対象に、遊びや活動を通じて安定した生活を保障し、その健全な育成を図る。	R4 年度から学童保育所を各小学校区内に設置(3 か所)
子育て世代包括支援センターでの支援	相談や家庭訪問、産後ケアや産後サポート事業などを通して、母親の子育てに対する不安や悩みを傾聴し、必要なサービスや情報を提供する。	R6 年 9 月末までは「子育て世代包括支援センター」、同年 10 月からは「こども家庭センター」で同取り組みを実施

項 目	事業概要	実施状況
地域子育て支援センター事業	主に乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い交流する場所(施設)を常設し、子育て関連の情報提供や相談・講習等を実施する。地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や団体等と連携して、地域での子育て支援活動を実施する。	子育て支援センターを外部委託(にこにこキッズかんら) ・月～金曜まで保育士常駐、土曜・祝日は自由開放 ・一時預かり実施 ・民生児童委員会が月 2 回イベントを実施
子育てサポーターの養成と活用	子育て経験のある方などを対象に研修等を開催し、子育て相談や子育てサークルの支援などを行う「子育てサポーター」を養成する。養成後は、子育て支援センターの支援員として活用するなど、子育て支援を担う人材としての育成に努める。	未実施
児童館の開設	児童に健全な遊びと豊かな情操を与え、健康増進を図る拠点施設として、児童館の開設を検討する。	未実施
子育てサークル活動の支援	子育てサークルの自主的な活動を支援するため、活動場所の提供や各種相談の提供を行うとともに、引き続きサークルリーダーの育成に努める。	未実施
育児休業制度の定着促進	共働き世帯が増加しているなか、男女が協力して子どもを産み育てられる家庭を築けるよう、育児休業制度の定着促進や男女がともに育児休業を取得しやすい職場、復職時の勤務環境への配慮など、企業に対して理解と協力を求める。	妊娠届出時等に育休取得の勧奨を実施
労働時間短縮等の促進	関係機関と連携しながら、労働時間の短縮やフレックスタイムの導入など柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行う。	群馬県と連携して「年次有給休暇取得促進」に向けたポスターを掲示、チラシを配布
就労支援事業	ハローワークと連携し、就職・転職活動へのサポートや、就労に必要な技能を身につける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努める。	広報お知らせ版にスキルアップセミナー等の講座を掲載

■ 基本目標 3 みんなで 子どもを育むまち

(1) 安心・安全な生活環境の整備

項 目	事業概要	実施状況
公園等の適切な維持・管理	公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、利用者の意見を取り入れ安全に利用できる公園の維持を進める。	・職員による保守点検(随時) ・業者の保守点検(毎年) ・老朽化遊具の撤去・更新(随時) ・遊具の新設(年1~2基)
既存施設の開放と利用促進	体育館など学校施設の開放を地域において積極的に進める。保育園・幼稚園の園庭開放等については、利便性と安全性に配慮して進める。 子育て支援センターでは効果的な活用が図れるよう、親子が気軽に集える事業を充実させる。	・通年体育館を開放 ・園庭開放を実施 ・子育て支援センターを保育士がいない土曜日・祝日も自由開放 ・にこにこ甘楽会議室を学習場所として夏休み期間中週3日開放 ・甘楽町図書館に学習席を設け年間を通して利用可能としている
放課後子ども教室	放課後に子どもたちが安心して集い、地域の方々との交流や遊び、学習等いきいきと活動できる居場所や機会を提供する。	各小学校区(3か所)で実施
子どもを対象とした各種講座の開催	子どもの健全な社会性や親子のふれあいを育むため、公民館やコミュニティセンター「ら・ら・かんら」での各種講座や研修・遊び場の提供等を進める。地域文化・芸能の伝承の継続を重視した取り組みを充実させる。	●公民館 <u>おもしろ科学教室</u> R5:4 教室 103 人、R6:4 教室 <u>こども向け教室</u> R5:3 教室 68 人、R6:3 教室 <u>親子向け教室</u> R6:2 教室 ●甘楽町図書館 <u>子ども読書推進イベント</u> R5:3 イベント、R6:3 イベント ●地域文化・芸能の継承 <u>座繰り体験出前講座</u>(各小学校で実施) R2:2 校 72 人、R3:1 校 35 人、R4:2 校 50 人、R5:3 校 78 人 <u>諏訪神社天引獅子神楽保存会講師による獅子舞ワークショップ</u> R5:28 人 <u>機織り体験</u> R6:5 人
スポーツを通じた世代間交流	誰もが気軽に楽しむことができ、また世代間交流を図ることを目的として、新しいスポーツの導入も視野に、スポーツ教室・大会を開催する。	さくらマラソン大会、町民体育大会等各種町スポーツ大会を実施
通学路の安全確保	ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図るとともに、歩道が設置されていない道路においては、グリーンベルトの設置や歩きやすい側溝の設置などを含め安全な道路環境の整備を推進。 また、通学路の安全点検を定期的に行い児童生徒の安全確保に取り組む。	・グリーンベルト・歩道設置推進 ・通学路の合同点検実施(1回/年) ・甘楽町通学路安全推進協議会(会議2回、現場合同点検1回)を開催し、点検結果を町HPで公表 ・通学路等を中心に外側線の更新を実施

項 目	事業概要	実施状況
交通安全教室	自らの生命を交通事故から守る技能及び知識を身につけるため、発達段階に応じた指導・内容等に配慮した交通安全教室を保育園・幼稚園・地域等と連携を図りながら、計画的かつ継続的に開催する。	・小中学校:交通安全教室を実施(1回/年) ・各小中学校:交通安全講話の実施(1回/月) ・交通安全講話の実施(認定こども園・保育園) ・交通安全啓発品の配布(認定こども園・保育園・各小学校) ・交通安全ぬりえの配布(認定こども園・保育園)
交通安全施設の整備	安全で快適な交通環境の確保を図るため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の維持・整備を行う。	・道路新設、改良工事での交通安全施設整備及び維持修繕の実施 ・地域の要望に応じてカーブミラー等の新設、更新を実施(概ね10基/年)
誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止	乳幼児健診で防止対策を確認する他、パンフレットの配布や集団指導、個別相談などを開催し、誤飲・溺水・転落・やけど等の事故防止対策の啓発を行う。	・乳幼児健診で、防止対策を指導 ・公共施設に事故予防ポスターを掲示 ・赤ちゃん教室で、事故予防についての講話を実施 ・チラシ、パンフレット等により注意喚起・啓発 ・学校施設の安全点検を毎月1回実施
地域パトロール活動等	子どもの安全確保及び地域の防犯強化を図るため、自治組織や防犯関係機関で取り組む地域主体のパトロールや啓発活動を促進する。 甘楽町安全安心メール等を活用した犯罪情報等の迅速な提供を行い、関係者の情報共有に努める。	・学校支援ボランティアによる定期的なパトロールの実施(登下校の旗振り活動) ・防犯協会各支部の活動支援(補助金の交付、消耗品の提供、情報交換の場の設営) ・<u>青少年育成推進員によるパトロール</u> R5:夏9回、冬5回、春5回
防犯教室等	防犯意識の高揚を図るため、防犯教室等を実施し、子どもが犯罪被害の危険から、自らの身を守る能力を培う。	・小中学校で不審者対策の避難訓練や警察等による防犯教室の実施 ・小学校1年生に防犯ブザーを配布
防災訓練	地震や大雨による土砂災害などの自然災害に対し、子どもが適切に対応できる能力を養うために防災訓練を実施する。	・認定こども園、保育園、小中学校で、地震や強風などの防災訓練・避難訓練を実施 ・地域防災訓練を町内4地区で毎年1地区ずつ順番に実施し、子どもを含めた地域住民が参加
総合的な防災学習	子ども自身が自分の身を守るよう、防災基礎知識を学習するとともに、子ども自身で地域を歩き、防災上の危険な場所や安全な場所を探すタウンウォッチングを実施し、防災マップを作成するなど、総合的な防災学習を実施する。	・小学校:消防署(甘楽分署)の見学 ・社会科や総合的な学習の時間で地域における防災について学習

(3) 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

項 目	事業概要	実施状況
子どもの人権尊重	学校での人権教育の推進はもとより、ノーマライゼーションの理念にのっとり、障がいのある子ども、障がいのない子どもが同じように地域のなかで交流し、生活できるように障がいのある子どもに対する理解の促進と権利の尊重を図り、啓発に努める。	・小中学校:11月から12月にかけて人権週間として人権教育を推進 ・県や関係機関から配布されるチラシ等で啓発
人権啓発活動	人権意識の高揚を目的とし、あらゆる人権問題に関する広報・啓発活動を推進するとともに、効果的な啓発のあり方の研究に努める。学校・幼稚園・保育園においては、様々な機会を通じて家庭における人権教育の大切さを啓発する。	・小中学校:11月から12月にかけて人権週間として人権教育を推進 ・県や関係機関から配布されるチラシ等で啓発を行う
甘楽町要保護児童対策地域協議会	「甘楽町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークを推進し、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進める。	・要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所、関連団体等と連携し、虐待等に関する情報を共有 ・虐待防止月間(11月)について広報おしらせ版に掲載
児童虐待を予防するための支援	各事業を通して母親等の話を傾聴し、一人で問題を抱え込まないように、地域全体で子育てをしていく大切さを伝え、親子関係をよりよく育んでいけるよう支援する。児童虐待に関わる関係機関との連携を強化し、それぞれの役割と機能を果たしながら支援できる体制を充実させていく。	・リスクが高い妊婦や家庭に対して聞き取りや支援プランを作成 ・産後リスクが高い家庭や病院からの情報提供があった産婦に対し早期に新生児訪問を実施
虐待の早期発見とその対応	乳幼児健診等において虐待予防の視点を持ち、育児不安などからくる児童虐待等の予防のため、早期発見、早期支援に努める。訪問活動(保健師、民生・児童委員、保健推進員、保育士・教諭等)による早期対応を図り、その後の地域でのケアや見守りが円滑に図れるよう、関係機関との連携を強化するなど、個別事例の対処に努める。	・健やか親子調査実施 ・要保護児童対策地域協議会や教育支援委員会、校長会、教頭会での情報共有 ・必要に応じた個別相談、家庭訪問の実施



第 3 期

甘 楽 町 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

発行年月 令和 7 年（2025 年）3 月
発 行 群馬県甘楽町
編 集 福祉課 こども係
〒370-2213
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1
☎ 0274-67-7655（代表）
URL <https://www.town.kanra.lg.jp>